

# カフル・シユブラフウール村の村方騒動

——一九世紀エジプトにおける私的土地所有権の確立とイズバ農民——

加藤 博

はじめに

近代エジプトにおいて最も目を引く社会現象は、一九世紀後半において顕在化した大土地所有制度の形成である。そのため、従来の近代エジプト社会経済史研究のほとんどは、この大土地所有制度の形成過程の解明という視角からなされてきており、その間、土地集積の契機ごとの、また、大土地所有者の階層ごとの、個別具体的あるいは数量的把握の試みが積み重ねられてきている<sup>(1)</sup>。そして、そこで強調されているのは、土地が授与、徴税請負など、国家の土地・税に関する諸施策を通じて集積されたという事実であり、また、その結果、当時大土地所有者として台頭してきたのは、こうした国家の諸施策の恩恵に浴した階層、すなわち、王朝一族、トルコ系支配階層、遊牧民の首長、村落

有力者層などであったという事実である。

もっとも、こうした研究蓄積にも拘らず、大土地所有制度形成に伴う領主あるいは地主と農民との関係の変化についての分析となると、実証的研究は、史料制約から、これまでのところほとんど皆無であるというのが実状である。そのため、これまでの研究を一読する限りにおいて、そこから受ける印象は、強大な国家権力と従順な農民という際立った対照である。また、従来、この公権力に対する従順な態度は、エジプト農民の特性として強調されてきた。<sup>(2)</sup>

しかしながら、現実の事態はこのような単純なものではなかったことは、各種史料に散在する記述に基づいて、近代エジプトにおける農民の反抗事件を列挙したペアーの論文を参照するだけでも明らかである。<sup>(3)</sup> そこには、一九世紀中葉から後半にかけて発生した、農民蜂起と農村社会の治安悪化の事例が述べられている。もっとも、そこで指摘されているのは、極めて数少ない、記述史料にあらわれる限りの、そして、それも多くが国家の関心を引きつける程大きな農民蜂起ではない。従って、こうした数少ない事例と一般的記述から読みとるべきは、大土地所有制度形成に伴って当時みられたと推測しえる、領主あるいは地主と農民との間の潜在的緊張関係であろう。そして、近代エジプトにおける大土地所有制度形成において、私的土地所有権の確立過程と土地集積過程、それも、多くは前代の制度の復活を契機とした土地集積過程との同時進行という、両過程の特異な結びつきがみられ、そのため、前近代的な契機によって成立した所領のうえに、権利内容が明確にされないまま、私的土地所有権が接木される結果となったという事実を考慮するとき、この潜在的緊張関係は、当時のエジプト農村社会において広くみられたものと思われる。

さて、本稿は、こうした私的土地所有権の確立と土地集積の同時進行という特異な結びつきがみられる近代エジプト大土地所有制度形成過程において、当時のエジプト農民が被った境遇の変化の一端を明らかにしようとするもので

ある。依拠する史料は、下エジプト・デルタ地方の農村都市マンズーラに設置された混合裁判所の民事法廷において、一八九八年一月一五日に判決が下された訴訟の判決文である。<sup>(4)</sup>この訴訟は、直接には、地主と村落住民との間に於ける、村民居住家屋の所有権をめぐる争議を扱っているが、この裁判の背景となったのは、五年間に亙る地主に対する村落住民の蜂起、つまり村方騒動であった。この騒動の舞台となった村落は、ムハンマド・アリー（治世一八〇五—一八四八年）が建設した農場<sup>イスク</sup>に起源をもつ、ダカフリーヤ県、シンベッラウエイン郡所属のカフル・シュブラフール村である。この判決文自体は仏文のわずか三八ページの小冊子に過ぎないが、この村落の訴訟当時の村落構造や村民構成は、一八八〇年代以降エジプトにおいて各種センサスが実施されたところから、また、その歴史も、当該判決文の内容をもとにその他文献を援用することによって、誠に不十分な形ではあるが、再構成しうる。そのため、この判決文は、近代エジプトにおける村落の一類型、すなわち、ムハンマド・アリー一族や、ザワート (dhawat) と呼ばれたトルコ系支配階層の所領内で建設された農場<sup>イスク</sup>に起源をもち、一九世紀において分村という形で新たに形成された村落の構造、そこに居住した村民の構成、さらには、それらに対して私的土地所有権の確立という法制史的事実が与えた影響を分析するための、格好な史料となっている。

本稿は五節から構成される。第一節において、村方騒動の舞台となったカフル・シュブラフール村の訴訟時における村落構造と村民構成を、当時のセンサス等によって概観した後、この村落がムハンマド・アリーの農場<sup>イスク</sup>に起源をもつところから、一九世紀エジプト農村社会における農場<sup>イスク</sup>の社会経済史的意義に言及することによって、当該村落住民が置かれた当時の社会経済環境の一端を明らかにする。また、第二節において、当該判決文その他文献に基づいて、可能な限り、カフル・シュブラフール村の歴史を再構成する。以上、村方騒動が引き起こされた社会経済史的背景、

および、当該村落の歴史的背景を確認したうえで、第三節において、判決文の内容を煩をいとわず詳しく紹介する。その理由は、第一に、そこにみられる地主、小作人間の緊張は当時潜在的には広範囲にみられたと考えられるが、現在の史料状況において、こうした緊張を村方騒動の裁判記録という形で確認しうることは極めて稀であろうと思われるからであり、また第二に、訴訟自体は原告側、つまり地主の一方的勝訴に終わっているのであるが、判決に至る過程において、裁判所が原告側および被告側の主張に対して下した見解を詳しく吟味することによって初めて、カフル・シユブラフール村の村落像と村民像が浮かびあがってくるからである。次いで第四節において、当該訴訟における争点を明確にするために、一九世紀エジプト土地・税制度史を振り返り、そのなかでこの裁判の意義を位置づける。ここであえて一般化を恐れず一九世紀エジプト土地・税制度史に言及する理由は、判決文にみられる裁判所の事実認識にはすでに一九世紀末期における私的土地所有権の確立を前提とした偏見がみられ、それを排除しつつこの裁判の社会経済史的意義を明らかにするためには、原告、被告双方の主張を一九世紀エジプト土地・税制度史のなかで捕え直さねばならないからである。そして、最後の第五節において、判決文から知りうるカフル・シユブラフール村の村落像と村民像を抽出し、あわせて、それらに対して私的 land 所有権の確立がどのような形で影響を与えたかを論じてみたい。

1 数多い近代エジプト土地制度史研究のなかで、この点において傑出している成果は以下の二点である。G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*, Oxford Univ. Press, 1962; 'Ali Barakat, *talawwur al-mihkiya al-z'awa'iya fi misr 1813-1914 wa al-har-hu 'ala al-haraka al-siyasiya*, Cairo, 1977. など。近代エジプト土地制度史研究の学界事情に

ついでに、拙稿「一九世紀エジプト土地制度史研究―学界事情と史料紹介―」『一橋論叢』第八四卷、第六号、一九八〇年を参照のこと。

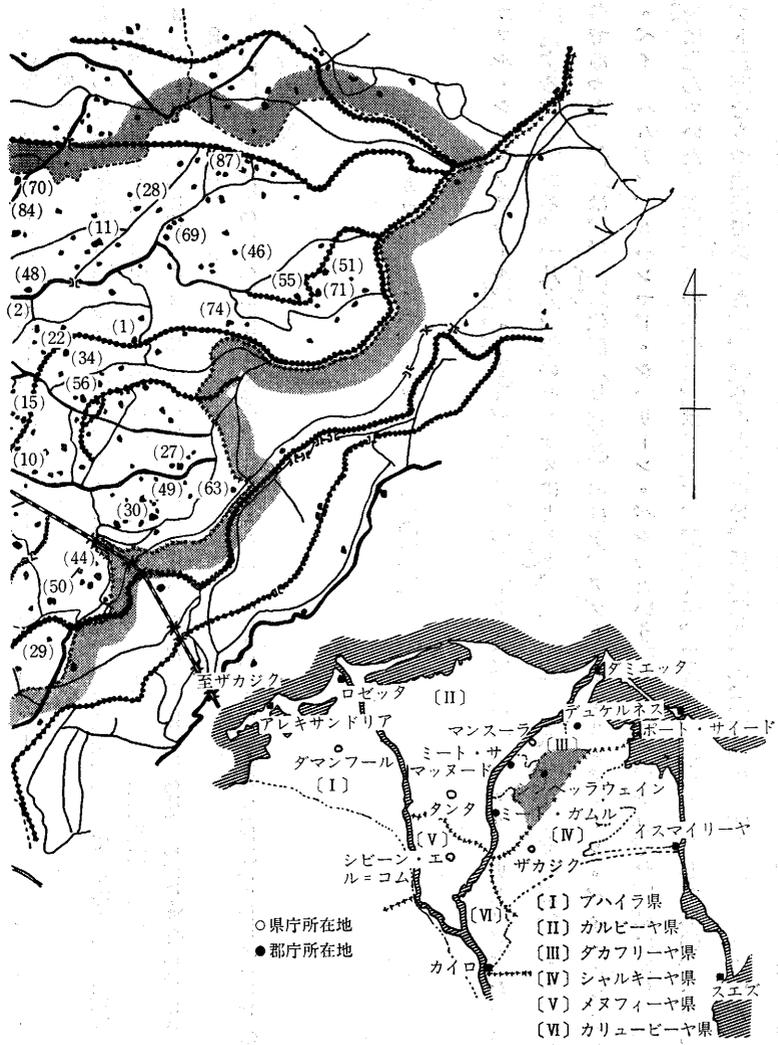
2 農民の公権力に対する態度のなかにエジプト人の特性をみようとする邦語文献として、以下の奴田原氏の論文がある。奴田原陸明「エジプトの性格の一側面について」『東洋文化研究所紀要』第八四冊、昭和五六年三月。

3 G. Baer, "Submissiveness and Revolt of the Fellah" in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The Univ. of Chicago Press, 1969.

4 Tribunal Mixte Civil de Mansourah, *Conclusions. Audience du 15 Novembre 1898, Le Caire, 1898.* (以下、*Conclusions* と略記する。)

## 一 カフル・シユブラフール村の概観

カフル・シユブラフール村(Nahya)は、地図が示すように、行政上、ダカフリーヤ県、シンベッラウエイン郡に所属する村落である。一八九七年のセンサスによると、住居数一一三、住民数七〇三名、うち男三四一名、女三六二名であった。住民は、村落居住区(Nahya)のほか、アブド・アルハラフマン・ベイ・イブラヒーム、アハマド・ベイ・ハムディ、ムハンマド・シェリン・バシャという建設者の名でそれぞれ呼ばれた付属居住区たる三つの農場に住んでいた。四居住区の各住民数は、順次、四四九名、二八名、二六名、そして二〇〇名であった。すべてエジプト国籍をもつ住民であったが、彼らのなかには、男三〇名、女二四名の遊牧民が含まれていた。宗教的には、コプト系キリスト教徒四名を徐く残りの六九九名の住民はすべてイスラム教徒であり、彼らのために、一つのモスクと



地図：シンベツラウエイン郡

+++++ 県境 (A. Boinet, Géographie Économique)

..... 郡境 et Administrative de l'Égpte,

——— 国鉄 Basse-Égypte I, Le Caire, 1902.

——— 道路 所収の地図より作成)

——— 灌溉運河(qanāt)

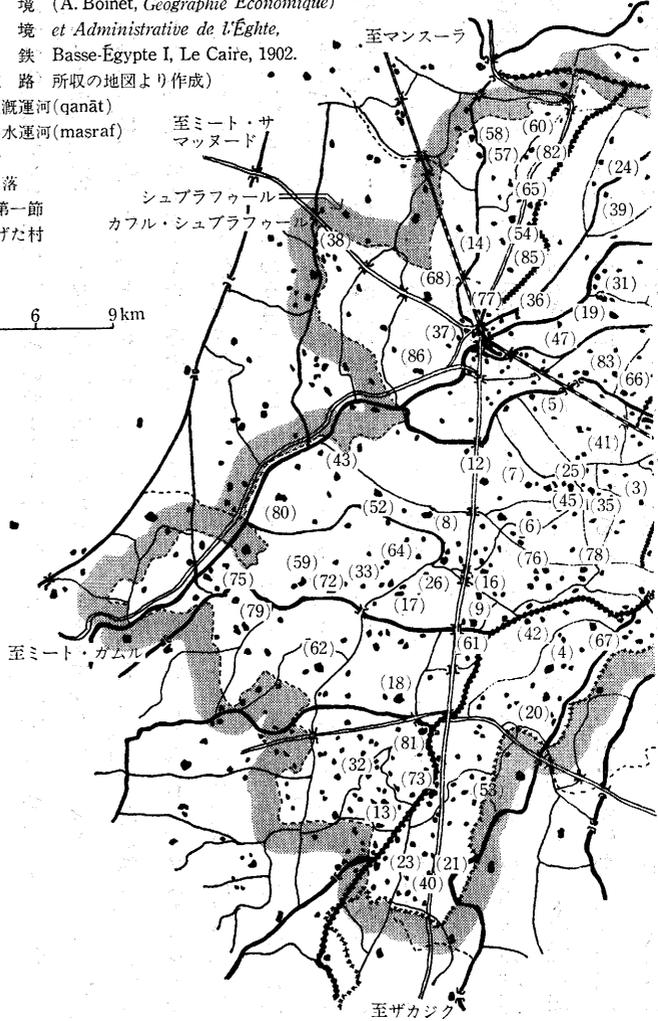
————— 排水運河(masraf)

⌈⌋ 橋

● 集落

なお、数字は第一節  
註(6)の表に掲げた村  
落番号である。

カフル・シュブラフウール村の村方騒動



複数の礼拝所(zawiyā)が、また、教育施設として一つのコーラン学校(kuttāb)があった。この村落に所属する耕地面積は八八五フェッダーン(一フェッダーンは約一・〇三八エーカー)であり、灌漑は、村落の西に位置するウルマン、シェンファス両運河(gana)と多くの小運河によってなされた。灌漑設備として、ウルマン運河ぞいに設置された一つの蒸気ポンプのほか、六つのサーキヤ(sāqiya, pl. sawāqih)と七つのタブート(tabūt, pl. tawābit)があった。<sup>(3)</sup>また、排水は、シャワ排水運河系に属するタンブル・アルリジャディド運河(Haṣṣā)によってなされた。作付作物は、綿、小麦、とうもろこし、エジプトつめくさ、大麦、空豆、<sup>(4)</sup>たまねぎ、そして各種野菜であった。果樹としては、九本のナツメヤシ、その他複数のアカシア、御柳、いちじく、レップバフ(アカシアの一種)があった。また、家畜として、四〇頭の牛、六五頭の水牛、二四〇頭の羊、八頭の山羊、二頭のラクダ、五一頭のロバ、四頭のダバ、四頭の馬、そして多数のうさぎ、にわとり、ハト、蜜蜂がいた。農業以外の産業は存在しなかった。週市がたつのは、歩いて一時間五〇分の距離にある郡庁所在地シンベッラウエインであった。<sup>(4)</sup>その他注意事項として、複数の村落共有池(Dirka, pl. hirak)があるほか、交通機関として、ウルマン運河に一つの橋がかかり、ミート・サマッヌードへ至る農業道路が近くを走っている。また、最寄の農業鉄道の駅は歩いて三〇分の距離にあるシェブラフール駅、そして、最寄の国鉄駅は郡庁所在地シンベッラウエインであった。

以上が、一八九七年のセンサスから知りうるカフル・シェブラフール村の概観である。その村落規模は、シンベッラウエイン郡所属の八七ヶ村のうち、ほぼ中間位に相当する。現在の人口過密のエジプト村落を考えると、当時の村落規模は概して小さいが、その理由は、土地に対する人口圧が小さかったことのほか、一九世紀において分村が多く形成されたからであった。シンベッラウエイン郡所属の八七ヶ村のうち、一二二八年(一八一三年)のムハンマ

ド・アリーの検地以降に形成された新村は、一五ヶ村にのぼる。そして、こうした分村の多くは、大土地所有者が建設した農場<sup>イズバ</sup>を核として形成された<sup>(6)</sup>。カフル・シュブラフール村は、こうした新村の一つであった。

ところで、先に付属居住区あるいは農場として言及したイズバ (izba, pl. izab) は、本来、村落居住区以外の土地のうえに建設され、そこに耕作民が居住した小集落一般を意味する言葉である<sup>(7)</sup>。しかしながら、一九世紀エジプト社会経済史研究においてこの言葉を使用する場合、こうした小集落のうち、アブアーディーヤ地 (abyān al-ab'adyā) あるいはジャファアーリク地 (abyān al-jafalīk) と呼ばれた、アリー一族、トルコ系高級官僚からなる支配階層の所有する特権地のうえに建設された小集落を指すことが多い。その理由は、一般村落に所属する耕作地が、その間土地保有権の強化はみられたものの、一九世紀末期における統一的土地制度の確立まで、国有地ハラージュ地 (al-abyān al-kharā'ijya, al-abyān al-atharīya) として規定され、そこに当局の許可なく建造物を建設することが法的に禁じられていたのに対し、この種の特権地の多くは、通年灌漑体系の導入によって耕作可能となった村落周辺の新開地からなっており、その開墾と耕作のため、實際上耕作民の居住する小集落の建設を必要としたほか、法制史的にも、一般農民保有地に先駆けて、一八四二年の時点で完全土地処分権が付与されたため、建造物建設の禁止という法的制約に拘束されなかったからであった<sup>(8)</sup>。そして、一九世紀後半における大土地所有制度はこの特権地を核として形成され、また同時に、そこでは専ら商品作物、とりわけ綿花が栽培されたのであった。

こうして、従来イズバは、小集落としての農場居住区を意味するほか、居住区と耕作地とからなる空間的広がりとしての農場を、さらには、投下されたすべての人的、物的資本をも含めた一つの経営単位としての農場を意味する言葉として、一九世紀における大土地所有制度と綿作モノカルチャーの展開と関係づけられた形で考察されてきた<sup>(9)</sup>。実

際、このイズバが、一つの社会問題として、法令の対象とされるようになるのは、大土地所有制度の普及下、エジプト農業における綿作モノカルチャーが進展する一九世紀後半になってからであった。一九世紀において、幾つかのイズバに関する法令が公布されたが、筆者が確認しえた最初のイズバ関係法令は、新たなイズバ建設の禁止と、管理の行き届かない既存のイズバの撤去、あるいは、母村落への統合を命じた、一八六三年における特別諮問委員会 (majlis al-khususi) 決定である。<sup>(10)</sup> なお筆者は、現在までに、この法令を含めて、一九世紀に公布されたイズバ関係法令を八つ、法令集のなかから捨け出すことができたが、これら八つの法令は、当局の許可なく、また、一定の条件を満たさず、イズバを建設することの禁止を、あるいは、当局の許可と条件の有無に関係なく、村落居住区以外の農地における一切のイズバ建設の禁止を規定し、同時に、地方官庁にイズバの調査と各村落所属のイズバ数の報告を命じるとともに、当局の許可なく建設されたイズバと管理の行き届かないイズバの撤去、あるいは、母村落への統合を指示している。このように、イズバ関係法令から窺われるのは、大土地所有制度の進展と並行してみられた小集落イズバの頻繁な建設であり、また、こうした分村化傾向にとまらぬ、農村社会における治安の悪化である。すなわち、一九世紀後半における、イズバ建設という分村化傾向が、従来の村落単位での治安機構の無力化を引き起していたと考えられる。とりわけ注目に値するのは、一般農民保有地への私的土地所有権付与ともなつて、大土地所有者の土地においてのみならず、一般村落所屬地においても、こうしたイズバ建設が頻繁にみられたということである。こうして、一八八九年の一内務省通達では、当時、村長 (umda)、村長老 (mashaykh)、そして村落住民 (muzari'in) が、母村落居住区 (dā'irat sukūn biād-hum al-aslyā) から出て、イズバを建設したいという申請が多いが、こうした申請を受け入れるならば、村落が小集落の集合体となりかねず、このことは政府の行政に支障をきたすことになる故、今

後一切の母村落居住区以外の農地におけるイズバ建設を禁止する、と規定されている。<sup>(1)</sup>

ともかく、こうして一九世紀後半においてイズバ建設が頻繁にみられたが、こうしたイズバの多くは、一般村落所屬地の外辺に存在していた。なぜならば、すでに指摘したように、イズバの多くが建設された特権地の多くは、一般村落所屬地の周囲に広がる新開地からなっていたからである。そして、一八八〇年代以降の、土地私有制度にもとづく統一的土地制度の成立、および、それにとまなう地方行政再編成の過程で、こうしたイズバは、母村落の付屬居住区 (tabi, pl. tawabi) として、行政単位としての村落 (nahiya, pl. nawahiyah) のなかに組み込まれていく。その結果、一九世紀末期における村落は、通常幾つかの付屬居住区としてのイズバをもっていた。カフル・シュブラフール村にも、この村落自体がムハンマド・アリーの建設したイズバから生じた新村であったにも拘らず、一八九七年の時点で、それぞれの建設者の名でもって呼ばれた三つのイズバが存在していた。また、シンベッラウエイン郡所屬の八七ヶ村について述べるならば、イズバをもたない村落は一五ヶ村、残りの七二ヶ村は、それぞれ一つから一八までの大小さまざまなイズバをもっていた。一般的傾向としては、古い起源をもち、大きな規模をもつ村落ほど、多くの数のイズバをもっているということができ、古い起源をもち、かつ、大きな規模をもつ村落でも、イズバをもたない、あるいは、少数のイズバしかもたない村落は存在した。すなわち、イズバの数は、村落の規模のほか、その村落の位置、つまり、その周辺に新開地があったかどうか、さらに、その村落が一九世紀を通じて、どれ程大土地所有制度下に組み込まれていったかという村落の歴史等の要因によって左右されたと考えられる。また同時に、必ずしも母村落居住区の住民数の方がイズバのそれよりも多いとは言えず、なかには、イズバの住民数が母村落居住区のそれを上回る例もみられた。このように、イズバは、行政上、行政単位としての村落に付屬する単なる居住区として

扱われたが、規模の大きなイズバの場合、現実には母村落から離れた、一つの独立した生活空間を形成していた。<sup>(12)</sup>そして、こうした大規模なイズバのなから、分村として新たな村落<sup>サトキ</sup>が形成される場合が多かったのである。

さて、こうした大土地所有者のイズバ経営は、建設された時代、地域、あるいはイズバ所有者の階層の違いによってさまざまな形態をとったのであり、イズバ経営についての実証的研究が数少ない現在において、それを一般化することは危険ではあるが、一九世紀末期から二〇世紀前半にかけてのイズバ経営については、大略以下の事実がこれまでに指摘されてきた。<sup>(13)</sup>すなわち、イズバは通常小作貸与地と直接経営地とから構成されており、前者は、周辺の村落住民で、自分の所有地だけでは生計が成り立たない零細農民に貸与された土地であった。また、後者は、イズバ所有者自身あるいは彼の代理人と、彼を補佐する一群のイズバ管理人の監督下において、労働力提供に対する報酬の一部として、イズバ所有者が提供する家屋に居住することを認められた、イズバ常住の農業労働者(tamalli, pl. tamallya)によって耕作された土地であった。そして、このイズバ常住の農業労働者の労働は、必要に応じて雇用された、周辺村落住民からなる日雇労働者と、他地域から集団移動してくる季節労働者(tarabhi)の労働によって補完された。このように、イズバにおいて耕作に従事した農民として、異なる二つの農民範疇、すなわち、小作貸与地における小作人と、直接経営地におけるイズバ直属農業労働者とを区別することができる。

ところで、以上指摘したのは、大土地所有制度と綿作モノカルチャーが高度に展開した時代における典型的イズバ経営の類型化である。しかるに、後の第三節で紹介するカフル・シュブラフル村裁判において、裁判所は、この村落がたとえイズバに起源をもつにせよ、その後訴訟時点までに長い歴史をへてきたにも拘らず、村落住民の身分を規定するに際して、この典型的イズバ経営においてみられた農民範疇区分を適用し、彼らを一律直接経営地における

イズバ直屬農業労働者と規定しているのである。そして、この規定が、いかにこの村落の歴史的背景を無視した、地主階級の権利を擁護する結果となったかについては、後に詳しくみる通りである。

1 本稿における村落とは、すべて行政村であるナーヒヤ (nahiya, pl. nawahiya) を意味する。ナーヒヤは、村落居住区 (dā'irat al-sukn) と村落所屬耕地 (ziman) からなる空間を意味するが、同時に、後にみるように、村落居住区だけを意味した。ところで、一九世紀前半におけるナーヒヤは幾つかの村落 (balad, qarya) からなる行政区を意味しており、バラド、カルヤの意味でナーヒヤが使われるようになるのは、一九世紀後半になってからである。こうした村落の名称の変遷は、村役人の名称および彼らの職務内容の変遷と関係しているように考えられ、それを跡づけることは興味あるテーマなのであるが、ここではとりあえず、こうしたナーヒヤの行政範囲の変化が、地方行政における中央集権化の一つのあらわれであると思われる点のみを指摘しておく。より詳しくは、拙稿『Egyptian Village Community under Muhammad 'Alī's Rule—An Annotation of Qānūn al-Filāḥa—, *Oriental*, vol. XVI, 1980, I. The Organization of Village Control. を参照のこと。

また、本稿が依拠する欧語史料では、制度名、人名、地名等がエジプト方言の読み方に従って表記されており、それがしばしば混乱している。従って、本稿では、それらを表記する場合、出来る限り正則アラビア語の読み方に統一した。

2 A. Boinet, *Géographie Economique et Administrative de l'Égypte. Basse-Égypte I, Le Caire, 1902*, pp. 391-2.

3 サークヤおよびタブートは、ともに灌漑のための揚水車。なお、灌漑設備の詳細については、石田進『帝国主義下のエジプト経済』御茶の水書房、一九七四年、五九—六五頁を参照のこと。

4 こうした農工業製品、家畜市場としての週市とは別に、当時のエジプト社会において重要な役割をはたした市場は、マンスーラ、ミート・ガムルなどの農村都市において、綿花収穫時に開かれた綿花市場 (ḥalaga pl. ḥalagaṭ) である。こうした綿花市場はアレキサンドリアの国際綿花市場と直接結びついており、エジプトにおける綿作モノカルチャーの進展とともに、綿花市場が開かれた農村都市は、急速に発展した。cf. A. Boinet, *Géographie Economique et Administrative*, pp. XVII-

XVIII, G. Baer, "The Beginnings of Urbanization", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, 1969.

5 原文は *mares* である。birka, pl. birak は村落共有池 (village pond) であり、村落住民の建設用資材の採掘場であった。カフル・シュブラファール村には、村落居住区が位置する区画<sup>(タ)</sup>ダーイル・アルリナーヒヤ上に、六フェッターン余りのビルカ (複数) があった。cf. *Conclusions*, p. 15. なお、ビルカは、建設用資材採掘のほか、洗濯、排水、家畜の水浴びなど多目的に利用されたという。cf. H. Habib Ayrout, *The Egyptian Peasant*, Beacon Press, Boston, 1968, pp. 95-96, J. Berque, *Histoire Sociale d'un Village Egyptien au XXème Siècle*, Paris, 1957, p. 26. 木村喜博「農地改革前におけるエジプト農村社会の構造」川島武宜、住谷一彦編『共同体の比較史的研究』アジア経済研究所、一九七三年、二九三頁。

6 イズバが村落として扱われた極端な例として、次に掲げる表にみられる、<sup>(44)</sup>カフル・アリー・アルリサツイド、<sup>(46)</sup>カフル・ムハンマド・シャヒーン、<sup>(48)</sup>カフル・ムハンマド・アルリティムサーフが挙げられる。この三つの村落が、ムハンマド・アリーの検地以後に建設されたイズバに起源をもつことは、明らかである。一八九七年および一九〇七年のセンサスにおける、シンベッラウエイン郡所屬の八七ヶ村のイズバ数、耕地面積 (単位フェッターン)、住民数、また、各村落所屬耕地における区画数および課税額 (単位ミッリム) は、次ページの表の如くである。

ところで、一八九七年から一九〇七年までの一〇年間に於いて、シンベッラウエイン郡所屬のほとんどの村落が、その住民数の増加をみているなかであって、本稿が対象とするカフル・シュブラファール村の場合、住民数が七〇三名から三四〇名と激減しており、誠に異常な例外となっている。その原因を史料の裏付けによって明らかにすることはできないが、後節で紹介する裁判が、この住民数減少の契機となったと想像される。ちなみに、その後のカフル・シュブラファール村の住民数の変化をみるならば、シンベッラウエイン郡全体の人口が、一九〇七年の九〇、七九一名から一九六〇年の二二一、五五七名へと、その人口増加率を高めつつ、増加の一途を辿っているのに対し、この村落の場合、一九四七年時点で二一八名、一九六〇年時点で三九四名と、住民数の減少あるは停滞がみられる。cf. Wizarat al-Ma'liya wa al-Iqtisād, *ta'āda sukān al-manāla al-miṣriya li sana 1947*, vol. 1, *muṭriyat al-daqaḥiya*, Cairo, 1952, pp. 1, 6, *Maṣāla al-Iḥṣā' wa al-Ta'dād, al-ta'dād al-'āmm li al-sukān 1960*, vol. 1, *muḥāfazat al-daqaḥiya*, Cairo, 1962, pp. 392-393.

村 落 名	村落形成年代 (1)	1897年センサス (2)		1907年センサス (3)		区画数・課税 基準 (4)	備 考
		戸数 面積	住民数 (村落居住区 住民数)	戸数 面積	住民数		
(1) Abu Dawud el Sabakh	(22) から 933 A. H. (1526-27 A. D.) 分村	6 3,429	2,545 (2,079) 353 ( 336)	6 3,552	2,888 509	54/300-920 10/290-860	
(3) Abu Karaniti		10 1,972	1,551 ( 840)	12 1,954	1,722	33/150-860	
(4) Assayed (el)		3 1,015	1,464 (1,292)	3 919	1,827	12/570-1,000	
(5) Bashams		9 876	897 ( 220)	9 789	1,055	11/710-1,220	
(6) Bashniti (el)		6 1,418	813 ( 135)	5 1,402	1,114	30/360-790	
(7) Bakkarieh (el)		4 746	638 ( 381)	4 734	759	18/650-870	
(8) Balannun (el)	(6) からオスメントル=時代分村	4 2,135	2,008 (1,542)	4 1,944	2,574	39/290-1,000	
(9) Baramkin		2 1,106	934 ( 713)	2 1,036	1,528	16/290-1,010	
(10) Farkeyn		9 1,167	1,162 ( 546)	9 1,159	1,044	20/220-930	
(11) Bedà (el)		7 2,382	2,028 (1,464)	5 2,393	2,400	32/430-940	
(12) Borg Nur el Arab		3 763	544 ( 356)	3 777	612	16/790-920	
(13) Sheenbatet Mankala		15 1,862	1,825 ( 872)	15 1,896	2,344	33/220-1,140	
(14) Shubrà Kebabà		0 1,317	968 ( 968)	0 1,243	1,072	16/560-790	
(15) Shubrà Sardi		12 2,412	1,788 ( 917)	12 2,544	2,126	39/290-1,070	
(16) Debeig		9 1,332	1,483 ( 821)	7 1,377	1,830	31/650-1,000	
(17) Diàrb el Suk		10 1,715	1,515 ( 706)	11 1,669	1,800	23/220-1,220	
(18) Diàrb Negrn		4 2,253	3,393 (2,878)	6 2,171	4,132	42/430-1,070	
(19) Din el Wostra		4 1,798	1,658 (1,232)	4 1,915	2,076	25/360-930	
(20) Ekrash		9 2,105	2,269 (1,409)	9 1,990	2,649	30/360-930	
(21) Ekvrà		6 1,292	2,003 (1,695)	6 1,456	2,413	24/1,000-1,220	
(22) Emayyad (el)		3 274	357 ( 293)	3 533	543	9/500-1,000	
(23) Farqhan		5 824	1,058 ( 775)	5 801	1,168	15/570-870	
(24) Fasnuka (el Kamal)	(60) から 1228 A. H. (1813 A. D.) 分村	2 718	136 ( 116)	2 688	213	9/430-640	
(25) Gahayà (el)		5 1,165	821 ( 576)	6 1,084	864	17/430-860	
(26) Gawahàna (el)	(17) から 933 A. H. 分村	2 1,217	637 ( 383)	2 1,168	747	13/430-1,070	
(27) Ghazala		5 2,113	1,114 ( 910)	5 2,371	1,706	33/210-430	

カフル・シムブラフツールの村方騒動

(28)	Ghorur	2	1,536	746 ( 664)	2	1,708	914	26/220-500	
(29)	Gannuzet Barghut	7	2,585	2,797 (2,115)	7	2,433	3,284	39/360-1,150	
(30)	Hagayyā (el)	4	1,344	974 ( 749)	7	1,319	1,751	22/220-800	
(31)	Hassāyā (el)	4	1,408	1,479 (1,210)	4	1,383	1,681	19/500-1,080	
(32)	Hawāber (el)	14	3,130	2,563 (1,010)	14	2,977	3,289	61/220-860	
(33)	Kafr Abu Berri	5	837	721 ( 491)	5	750	841	10/570-930	
(34)	Kafr Aly el Sāyyed	0	68	54 ( 54)					1907年セントサスの 時点(22)に併合。
(35)	Kafr Azzām	7	1,868	1,382 ( 669)	7	1,752	1,480	36/280-940	
(36)	Kafr Badawi Ghenghes	0	434	160 ( 160)	1	607	241	9/1,070-1,360	
(37)	Kafr Beni Salem	0	242	453 ( 453)	0	198	539	4/1,010-1,080	1907年セントサスの 時点でアガー郡に所 属。その後セントサ スに併合。
(38)	Kafr Shubra Hor	3	885	703 ( 449)	3	861	340	14/860-1,220	
(39)	Kafr el Amcer Abdallah	0	428	341 ( 341)	0	356	876	5/430-930	
(40)	Kafr el Basra	6	660	955 ( 701)	5	624	956	12/1,140-1,210	
(41)	Kafr el Shorāhā	2	611	138 ( 110)	2	605	217	9/570-730	
(42)	Kafr el Hag Hassan	2	767	815 ( 753)	2	677	1,012	11/710-1,000	
(43)	Kafr el Rok	5	1,715	1,844 (1,311)	4	1,530	2,126	21/640-1,000	
(44)	Kafr Ghannam	5	2,052	2,210 (1,936)	5	1,655	2,720	25/500-800	
(45)	Kafr Kansouh	1	673	312 ( 295)	1	623	391	14/430-730	
(46)	Kafr Mohammed Shaheen	0	99	11 ( 12)					1907年セントサスの 時点(11)に併合。
(47)	Kafr Mohammed el Shennawi	0	130	107 ( 107)	0	100	110	2/1,140-1,160	
(48)	Kafr Mohammed el Temsah	0	91	71 ( 71)					1907年セントサスの 時点(84)に併合。
(49)	Kafr Sāyā	11	1,943	974 ( 344)	11	2,420	1,126	33/210-640	
(50)	Kafr Sāhānā	1	113	181 ( 121)	0	145	232	3/720-930	

(51)	Kafr Sengab	D.) 分村 (71) から 1260 A. H. (1844 A. D.)	2	797	609 ( 471)	2	1,217	655	22/390-650
(52)	Kafr Yussef Awad	(43) から 1259 A. H. 分村	0	256	349 ( 349)	0	337	423	5/440-1,010
(53)	Katayeh (el)		5	961	890 ( 549)	5	925	908	16/920-1,060
(54)	Kereybra		5	1,823	1,237 (1,097)	5	1,749	1,478	24/220-1,150
(55)	Khamassa (el)	(74) から 933 A. H. 分村	0	485	525 ( 525)	2	1,860	1,174	30/280-790
(56)	Makãhã (el)		13	3,021	1,740 ( 854)	13	3,090	2,343	50/220-790
(57)	Mahhazan (el)		0	1,357	746 ( 746)	0	1,286	851	17/500-860
(58)	Mãwã (el)		0	391	252 ( 252)	0	355	229	5/570-720
(59)	Mena Sãtur (el)	(72) から 1228 A. H. 分村 マヌス-マヌス, マヌス-ムル村から 933	1	1,785	2,015 (1,967)	1	1,751	2,155	23/720-1,290
(60)	Minshat Battash	A. H. 分村	2	1,226	692 ( 583)	0	1,234	726	19/350-920
(61)	Minshat Kassem Pasha	(9) から 1294 A. H. (1867-68 A. D.) 分村	1	382	336 ( 264)	2	411	568	6/570-860
(62)	Minshat Sãhbãrã	(32) から 933 A. H. 分村	5	2,726	2,297 (1,676)	6	2,609	2,711	45/300-1,150
(63)	Minshat Yussef Mansur	(27) から 1272 A. H. (1855-56 A. D.) 分村	0	156	393 ( 393)	0	188	556	3/660-860
(64)	Missah (el)		3	777	601 ( 350)	3	743	682	11/720-1,010
(65)	Mit Gharitã		5	2,404	981 ( 477)	4	2,339	839	32/290-930
(66)	Monãghseyn		1	285	312 ( 187)	1	568	343	10/430-940
(67)	Monãhrit		7	1,384	1,293 ( 729)	6	1,429	1,659	22/360-870
(68)	Nub Tareyf		1	1,431	2,429 (2,312)	1	2,134	2,558	33/930-1,290
(69)	Om el Dyãb	(84) から 933 A. H. 分村	10	2,440	1,648 ( 779)	10	2,361	2,125	37/220-860
(70)	Rob' (el)		0	834	916 ( 916)	0	1,036	1,412	17/430-790
(71)	Sãdãhã	(55) から 1235 A. H. (1819-20 A. D.) 分村	6	2,836	1,461 (1,087)	2	2,539	1,242	44/230-800
(72)	Sãtur		3	2,396	3,505 (2,771)	4	2,462	4,027	33/290-1,210
(73)	Sãft Zeeyrk		12	2,011	2,825 (1,975)	13	1,880	3,149	27/360-1,070
(74)	Sãnahã (el)		1	502	550 ( 397)	3	537	796	9/210-720
(75)	Sãnahã		7	2,456	4,581 (4,012)	6	2,340	5,277	35/570-1,430
(76)	Sãnarã (el)		7	1,367	1,908 (1,218)	5	1,177	2,517	18/640-940
(77)	Sinbeilawein (el)		18	5,072	9,233 (7,757)	18	4,610	1,417	67/150-1,230

(78) Suweini (el)	2	976	1,317 (1,099)	2	1,071	1,569	19/290-1,140
(79) Taha el Mang	5	2,633	4,107 (3,297)	4	2,449	4,381	34/1,070-1,360
(80) Tahway	2	1,331	1,999 (1,815)	1	1,230	2,097	18/720-1,010
(81) Tall el Kadi	0	384	473 ( 473)	0	406	607	6/930-1,060
(82) Tamad el Hagar (el)	0	705	742 ( 742)	0	677	932	10/150-720
(83) Tahaus el Arab	5	1,662	1,757 ( 830)	5	1,625	1,992	20/360-1,220
(84) Temajy el Andeed	5	1,758	2,007 (1,682)	3	2,601	2,564	31/150-1,140
(85) Tomajy el Zahayra	0	1,668	1,164 (1,164)	2	1,582	1,665	24/220-1,150
(86) Tuh el Akham	1	1,792	2,837 (2,206)	1	1,262	2,584	21/500-1,080
(87) Zafar	9	3,891	1,801 (1,217)	11	5,641	2,390	61/350-720

(1) Muhammad Ramzi, *al-qamus al-jughrafi li al-bilad al-misriya*, Part II, vol. 1, Cairo, 1954-1955, pp. 182-201.

この地理辞典は、1945年時点において現存した村落を、オスマン・トルコのエジプト征服(1517年)以前にその起源を溯れる旧村落(al-bilad al-qadima)と、それ以後形成された新村落(al-bilad al-haditha)とに分けて記載している。こうした村落のうち、村落形成年代の欄を対象となっているのは新村落であり、それ以外はすべて、その起源がオスマン・トルコのエジプト征服以前に溯ることが出来る旧村落である。

(2) A. Boinet, *Géographie Économique et Administrative de l'Égypte. Basse-Égypte I*, pp. 379-407.

(3) Nižarat al al-Maliya, *ihsā'iyā 'umamīya 'an al-muhāfāzāt wa al-mudafiyāt li al-qir al-misri*, Cairo, 1909, pp. 116-133.

ここで耕地面積とは、公用地(al-manāfi' al-'umūmiya)を除く、恒常税(al-darā'ib al-nihāiya)あるいは暫定税(al-darā'ib al-muwāqata)を課せられた、すべての耕作地の面積を意味する。

(4) Wizarat al-Maliya, *jadwat i'at al-darā'ib al-nihāiya al-muqarrara li hiya'at bilad al-qir al-misri*, Cairo, 1931, pp. 134-157.

この文獻は、1899年の農地税改正令に基づき査定された、エジプト全土の区画(hawā, pl. hiyāq)に對する恒常税額を列表したものである。区画とは、土地税の課税単位となつた、均等な肥沃度をもつ一定面積の耕作地である。また課税額の単位は、シワリム(エジプトポンド≒100ピエートル≒1,000シワリム)である。区画数・課税標準の欄においては、まず、当該村落所屬耕作地の区画数を、次いで、それら区画に課せられた恒常税額のうち、最低額と最高額を記載した。この欄によつて、各村落所屬耕作地のおおよその肥沃度を判断することができるであろう。数字から判断する限り、カフル・シェエゾラワール村落所屬耕作地は、他の村落所屬耕作地と比較した場合、相当高い肥沃度をもつ土地であるといえる。なお、シペンツラウェイ卜断における上記恒常税の課税開始年度は、1909年であつた。

な字「こうした小集落を意味する単語として」イヌンのほか「カフル(Kafr)」「ナムトム(najm)」「ミンナト(minsha'at)等があるが、これらの単語の用語法にはとりわけ指摘する程の違いがないため、本稿では「こうした小集落を一律イヌンと呼ぶ」。

8 ハブヌーヒーヤ現(atyān al-abād, atyān al-ab'ādiya)「アバ」一八一三から陸軍にかけたの「ハブントム・フリー」の検地

に際して、検地の対象から外され、土地台帳に登録されなかった土地を意味したが、そのほとんどは、開墾の必要な荒蕪地であった。そして、この種の土地の多くは、一八二〇年代以降、開墾奨励策のために、アリー一族、高級官僚、外国人等に免税地 (*atyān rizqa biā māi*) として授与されていく。なお、こうして授与された土地のうち、アリー一族に授与された土地は、特別にジャフアーリク地 (*atyān al-jālik*) と呼ばれた。この種の土地は、その被授与者がアリー一族に限定されていたことのほか、授与された土地の規模が巨大であったこと、また、授与地が主に離村者が放置したため国家に回収されたハラージュ地等の耕作地から成っていたことから、他のアブアーディーヤ地と区別しうる土地範疇である。しかしながら、法的な土地範疇としては、土地台帳に登録されなかった土地として、アブアーディーヤ地に含まれ、事実、一九世紀を通じて、税制上および土地所有権上の法的扱いは、他のアブアーディーヤ地と全く同一であった。ところで、このアブアーディーヤ地とジャフアーリク地は、一八五四年九月三〇日付の勅令によってウシユル税を課せられることになるが、この措置以後、両地は、同年一月一日に同じくこの税が課せられたアワースイー地 (*al-atyān al-awāsī*) とともに、課せられた税目に因んでウシユル地 (*al-atyān al-'ushūriya*) と呼ばれるようになる。cf. 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」『論文集・地中海地域における集落形成の諸問題』一橋大学地中海研究会編、一九八〇年、六九―七二頁、および、「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」『オリエンタ』第二三巻、第一号、一九八〇年、一三一―一五頁。

9 V. M. Mosséri et Ch. Audebeau, "Quelques Mots sur l'Histoire de l'Ézrah Égyptienne", *Bulletin de l'Institut d'Égypte*, Tome III, Session 1920-1921, Le Caire, 1921, p. 27, do., *Les Constructions Ruinées en Égypte*, Le Caire, 1921, p. 1, A. G. Ghannām, *al-iqtisād al-zivā'i wa idāra al-'izāb*, Cairo, n. d., p. 393, do., *al-iqtisād al-zivā'i wa idāra al-'mazār'i*, Cairo, 1944, p. 291.

10 一二七九年ラマダーン月一四日付特別諮問委員会決定。cf. F. Jiād, *qānūn al-idāra wa al-qaḍā'*, vol. 3, Alexandria, 1891, p. 466.

11 前註で指摘した法令を除く、その他七つのイズバ関係法令およびその規定内容の大略は以下の通りである。(一)一二七七年ラビーウー月末日(一八八〇年五月一二日)付内務省通達。昨今、村落において窃盜、傷害、殺人などの犯罪行為が絶えないが、

これらはイズバ、とりわけ母村落から遠く離れたイズバの住民によって引き起こされており、イズバは犯罪人の逃げ場となっている。そのため、今後、治安維持のために、こうした母村落から遠く離れたイズバの建設に際しては、県庁にその旨申請し、その許可を得なければならぬ。また、県庁は、県内にあるイズバの名称、その所有者名、その他必要事項を記載したイズバリストを作成しなければならぬ。そして、このリストに従って、当局は、現存する各イズバについて、取り壊すべきか存続をすべきかを決定する。cf. F. Jihād, *qānūn al-īdāra wa al-qaḍā'*, vol. 3, pp. 466-467. (一九二七年(一八八〇年)ジェマールI月二二日付内務省通達。当局は、各村落に付属するイズバの数を記載したリストを作成し、提出しなければならぬ。この命令に従わない村長 (umda) と村長老 (mashāykh al-balda) は処罰されたうえ、その職を解かれる。cf. Al-Hukūma al-Misriya, *manshūrāt sāḍira min al-miḥāḍāt*, Part II, Cairo, 1298 A. H., p. 89. (一九〇一年)ジェマールI月二六日(一八八四年五月二四日)付内務省通達。早急に当局は、現存する各イズバについて、それが合法的なものであるか非合法的なものであるかを調査しなければならぬ。cf. F. Jihād, *qānūn al-īdāra wa al-qaḍā'*, vol. 3, p. 258, Al-Hukūma al-Misriya, *al-manshūrāt wa al-qaḍā'āt wa al-mu'āḥaḍāt* 1884, Cairo, 1303A. H., p. 330. (一八八五年二月一日付勅令。治安法 (qānūn al-khāḥr: 一八八四年一月一〇日公布) およびこの法令に準拠して、その所有者が住民と土地の安全を守れないイズバは取り壊され、その住民は母村落に併合される。また、犯罪人の巢窟となっているイズバはすべて取り壊される。今後、イズバ建設が許されるのは、五〇フェッダーン以上の、そしてそれが一人の人間によって所有されている土地においてのみであり、それ以外の土地にイズバを建設することは禁止される。また、イズバ建設に際しては、内務省の許可を受けなければならない。cf. F. Jihād, *qānūn al-īdāra wa al-qaḍā'*, vol. 2, 1891, pp. 477-479, Al-Hukūma al-Misriya, *al-qawānīn al-'aḡāriya fi al-diyār al-misriya*, 1st ed., 1893, Cairo, p. 56. (一八八八年二月一六日付勅令。年金の肩代りに土地を取得した者がイズバ建設を望む時は、以下の条件を満たしていなければならない。第一に、当該地が五〇フェッダーン以上であること。ただし、当該地が幾人かの人間によって所有されているケースであってもかまわない。第二に、当該地が一人の人間によって所有されている場合には、その面積は三五フェッダーン以上であること。そして第三は、内務省の許可を受け、また、イズバの治安を保つこと。以上である。cf. Al-Hukūma al-Misriya, *al-qawānīn al-'aḡāriya*, p. 56. (一八八

九年六月二日付閣議決定。村落居住区以外の農地に集落 (Masakin) を建設することを一切禁止する。cf. Al-Hukuma al-Misriya, al-qawanin al-*aqariya*, p. 57. (甲) 一三〇六年 (一八八九年) ドゥ・アル・カアダ月三〇日付内務省通達。その内容については、本文を参照のこと。cf. F. Jiād, *qānis al-āzma wa al-qaḍā'*, vol. 3, pp. 258-259.

以上列挙した一連のイズバ関係法令から窺えるのは、イズバ増加にともなう、農村社会における治安の悪化である。ところで、エジプト政府は、こうした治安悪化に対処するため、イギリス領事部の指導のもとに、一八八三年以降、村番人 (shafir, pl. shufara) の再編成、および、警察、憲兵機構の改革を行っている。こうした措置を政府に取らせた直接の原因は、イギリス軍進駐の引き金となったオラービーの反乱前後の国内治安の悪化であったと思われるが、一八八〇年の時点においてすでに(一)の如き内容の法令が公布されていたところから考えて、警察、憲兵機構の改革の背景には、イズバ建設による分村化傾向によって、従来の村落単位での治安機構が無力化し、これに代わる治安機構の導入が不可欠であったという一般的社会環境があったと考えられる。

12 シンメッラウェイニ郡所属の各村落に付属したイズム数については、註(6)に掲げた表を参照のこと。また、付属居住区の住民数が村落居住区のそれを上回る例として、(6)バシニーニ村を挙げることができる。この村落の場合、村落居住区住民数一三五名に対して、それぞれ二三三名と一九四名の住民数をもつ二つの付属居住区があった。ただし、この二つの付属居住区のうち、前者は、イズムではなく、カフルと呼ばれていた。cf. A. Boinet, *Géographie Économique et Administrative*, p. 381.

13 イズム経営については、註(8)で挙げた文献のほか、以下のような文献を参照のこと。H. Ali-El-Rifai, *La Question Agricole en Égypte*, Paris, 1919, Y. Nahās, *al-fallāḥiyya al-igṣādiyya wa al-yimā'iyya*, Cairo, 1926, A. Lambert, "Les Divers Modes de Faire Valoir des Terres en Égypte", *L'Égypte Contemporaine*, Nos. 176-177, 1938, do., "Les Salariés dans l'Entreprisse Agricole Égyptienne", *L'Égypte Contemporaine*, No. 211, 1943, S. Safta, "Exploitation Économique et Agricole d'un Domaine Rural Égyptien", *L'Égypte Contemporaine*, Nos. 251-252, 1949. 木村喜博「農地改革前におけるエジプト農村社会の構造」。ただし、イズム直属農業労働者を tamaliya とする名称は言及していない。

は、註(6)と著した A. G. Ghannām 6 文獻<sup>6)</sup> A. Lambert, "Les Salariés dans l'Entreprise Agricole Égyptienne" のみである。

## 二 カフル・シュブラフール村の歴史

後述する判決文によると、カフル・シュブラフール村の歴史は以下の通りである。<sup>(1)</sup>一二四五年(一八二九—一三〇年)、ムハンマド・アリーのダカフリーヤ所領(Djizirah<sup>(2)</sup>)の一部であったシュブラフール村所屬地約四、八〇〇フェッダーンが二つに分割され、約四、〇〇〇フェッダーンからなるシュブラフール村とは別に、約八〇〇フェッダーンからなる新村カフル・シュブラフールが形成された。分割後、前者は、他の村落の所屬地とともに、ムハンマド・アリーの女婿カーミル・バシャに贈与されたが、後者は、そのままアリーのダカフリーヤ所領の一部として留った。<sup>(3)</sup>そして、この村落は、一二六一年(一八四五年)の勅令によって、アリーの個人所有地(Rizqa bila ma<sup>(4)</sup>)として登録された。

その後、一二六五年(一八四九年<sup>(5)</sup>)のアリーの死に際して、この村落所屬地はシンベツラウエイン所領として登録され、一二七九年(一八六三年)におけるイスマイルのヘディヴ就任までの間、ダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれた。その間、この村落所屬地の一部は処分されたため、ヘディヴ就任時にイスマイルが相続し、彼の直轄領(Daira Sanlyā)に編入された土地は、村落所屬地のうちの五六二フェッダーン余りであった。そして、イスマイルは、直轄領への編入直後の同年一二七九年、この五六二フェッダーン余りの土地を、彼の第二夫人、妃ガナニ

アル・ハーネムへ贈与し、さらに、彼女は、一八七二年（一八七二—三年）、これを彼女の娘、妃ザナブ・ハーネムに再贈与した。その後、一八七四年（一八七七年）における妃ザナブの死に際して、彼女の遺産相続人、すなわち、彼女の夫と彼女の父イスマイルは、この土地を妃ガニアルに売却し、彼女が再びこの土地の所有者となった。

しかしながら、一八七八年彼女は、同年におけるエジプト政府とロスチャイルド商会との間での外国債引き受け契約の際、他のイスマイル一族にならって、彼女の他の財産とともに、この土地をエジプト政府へ譲渡し、政府は、これを借款に対する担保物件の一部に含めたため、以後、この土地は、ドメイン委員会 (La Commission des Domaines de l'Etat) の管理下に置かれた。<sup>(6)</sup>そして、一八九三年六月一日、ドメイン委員会は、この土地の一部、すなわち、三二一フェッダーン余りを、イーサー・パシャ・ハムディとアミン・ベイ・アブドゥラーに売却した。しかしながら、後者は、同年九月二三日、彼の購入地を前者に再売却したため、この三二一フェッダーン余りの土地は、すべてイーサー・パシャの所有下に入った。なお、イーサー・パシャは、当時、こうしたドメイン委員会からの土地購入のほか、他の土地所有者、すなわち、ハムディの相続人たちとマフムード・パシャ・ターヘルからも土地を購入したため、訴訟時点において、カフル・シュブラフール村所屬地のうち、彼の名義で租税台帳に登録された土地は、四三二フェッダーン余りとなっていた。

以上が、判決文から知ることができるカフル・シュブラフール村の歴史である。ところで、この歴史については、次の二点に関して、説明を要すると思われる。第一は、この村落の成立年代とその動機、そして、これと関係するが、この村落は分村以降一貫してムハンマド・アリーの所領<sup>ジズク</sup>であり続けたにもかかわらず、なぜ、一八四五年において、再びアリーの個人所有地 (rizqa biha mal) として登録し直されねばならなかったのかという点である。第二は、一

八四九年のムハンマド・アリー死後、一八六三年のイスマイル、ヘディヴ就任までの期間の歴史が曖昧であるという点である。この二点を他の文献で補うと、大略、次のように説明できるように思われる。

まず第一点については、判決文に従えば、一八二九―三〇年のカフル・シュブラフール村成立前後において、この村落は一貫してムハンマド・アリーのダカフリーヤ所領の一部であり続け、また、分村動機が、カーミル・パシヤに対する土地贈与と結びつけられている。しかしながら、近年発表されたバラカート氏の土地文書研究によると、一八四五年まで、カフル・シュブラフール村は、ダカフリーヤ所領ではなく、シュブラ・バッドディン所領の一部となっており、この年、ダカフリーヤ所領に編入されたという。そして、同年、カーミル・パシヤへの土地贈与がなされているのである。従って、カフル・シュブラフール村の分村年代が、判決文にみられる一八二九―三〇年であるとするならば、その分村動機は、カーミル・パシヤへの土地贈与ではありえず、もしこの土地贈与と結びつけることができる事件があるとすれば、それは、バラカート氏が指摘する、一八四五年におけるこの村落のシュブラ・バッドディン所領からダカフリーヤ所領への編入である。ともかく、この一八四五年における所領編成替えにともなう手続のため、あるいは、カーミル・パシヤに贈与された土地と区別するため、カフル・シュブラフール村は、この年改めてムハンマド・アリーの個人所有地 (*nizga bila mal*) として登録され直さねばならなかったのであろう。

次いで第二の点、すなわち、アリーの死からイスマイルのヘディヴ就任までの歴史については、判決文は、この間の歴史をただ簡単に、「この村落所屬地は、ムハンマド・アリー以後のヘディヴたちによる幾度かの処分を経て、五六二フェッダーン余りに減少された形で、イスマイルに相続された」と述べている。しかしながら、別の箇所では、一八四九年から一八六三年までの期間は、行政が杜撰な時期であり、カフル・シュブラフール村が所屬し

たシンベッラウエイン所領<sup>ツリツ</sup>の土地の多くは、ウフダ地として徴税請負（*uhda*）に出された<sup>(9)</sup>が、カフル・シュブラフ  
ール村はこうした徴税請負の対象とならず、ダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれたと述べられている<sup>(10)</sup>。

これをまたバラカート氏の研究で補うと、以下のようであった。ムハンマド・アリーの死に際し、彼の個人名義の  
所領は二二八、七八七フェッダーンであったが、その後、この所領の一部は、彼の後継者アッパースとサイドによ  
って再分配されたため、イスマイルのヘディーヴ就任時に残された旧ムハンマド・アリーの所領は、八四、五二五  
フェッダーンであった。そして、この旧ムハンマド・アリーの所領は、一二六五年（一八四九年）シャッワール月一  
八日におけるアッパースの勅令によって、国有地（*arādi al-miri*）として、県庁の直接管理下に移された土地からな  
っていたという。そして、イスマイルはベディーヴ就任後、このなかからサイド夫人に二、四一七フェッダーン  
を与え、残りをイスマイル自身および彼の一族の所領地として、直轄領（*Dā'ira Sanīya*）に編入<sup>(11)</sup>した。すなわち、  
カフル・シュブラフール村所領地は、一八四九年アッパースによって、ダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれた  
国有地の一部であったのである。そして、この県庁の管理下に置かれた国有地の多くは、判決文に従えば、一二六五  
年（一八四九年）ラジャブ月九日付の立法委員会（*majlis al-shikam*）決定に基づいて、ウフダ地として徴税請負に  
出されたが、カフル・シュブラフール村はその対象とならず、ダカフリーヤ県庁の直接管理下に留った。しかしな  
がら、村落所領地すべてが、その間ダカフリーヤ県庁の直接管理下にあった訳ではなく、その一部は、徴税請負その  
他の方法で処分されていたことは明らかである。なぜならば、イスマイルがヘディーヴに就任した時、彼の直轄領  
に編入されたのは、村落所領地のうち、五六二フェッダーン余りに過ぎなかったからである。事実、判決文によると、  
一八六三年の土地測量明細書（*Je Kaafi darpentage*）では、村落所領地八九二フェッダーン余りの土地は、妃ガナ

ニアルのほか、アハマド・ベイ・ハムデイ、ムハンマド・シェリン・バシャ、アブド・アルハマリック・イブラヒム、そしてモスクによって所有されていたという<sup>(12)</sup>。このうち、アハマド・ベイ・ハムデイとムハンマド・シェリン・バシャは、一八九七年のセンサスにおいて、イズバ建設者として名前がみられる人物であり、この二者は、ムハンマド・アリーの死からイスマイルのヘデイヴ就任までの期間に、何らかの方法で土地を取得したのであろう。また、アブド・アルハマリック・イブラヒムは、カフル・シュブラフル村住民のうち、土地を所有している唯一の人間で、彼は、一八六三年までに、その取得方法は明らかでないものの、二つの異なる区画<sup>(13)</sup>に、それぞれ四フェツダーン、一キーラト、二〇サハムと、四フェツダーン、六キーラト、一六サハムの土地を取得していた。そして、モスク所有地とは、ムハンマド・アリーがモスク維持のために設定した、〇・八七フェツダーンのワクフ地 (wakaf) であった。

さて、イスマイルのヘデイヴ就任以降の判決文から知りうる歴史は、すでに指摘した。ところで、残念なことに、当該訴訟における係争物は、耕作地ではなく、村民居住家屋であるため、この判決文から、一八六三年以後におけるカフル・シュブラフル村所屬耕作地の所有状況を知ることができない。ただ、当該判決文および一八九七年のセンサスから、訴訟時点における土地所有者として、以下の人物を確認できるだけである。すなわち、訴訟原告であるイーサー・バシャ、イズバ建設者としてその名がみられるアブド・アルハラフマーン・ベイ・イブラヒム、アハマド・ベイ・ハムデイ、ムハンマド・シェリン・バシャ、そして、村落住民のうち唯一の土地所有者であった前記アブド・アルハマリック・イブラヒムの二人の相続人、以上である。また、モスクは引き続きワクフ地を所有していたであろう。これら土地所有者のうち、アハマド・ベイ・ハムデイ、ムハンマド・シェリン・バシャ、アブド・

アルリマリク・イブラヒム、そしてモスクは、すでに一八六三年の土地測量明細書にその名がみえることは、すでに指摘した。アブド・アルラフマーン・ベイ・イブラヒムの名は、一八六三年時点では確認されていないところから、この年以降、何らかの方法で土地を取得し、そこにイズバを建設したのであろう。そのほか判決文には、少なくとも一時的に土地を所有した人物として、イーサー・パシャが彼らから土地を購入したとされる、アミン・ベイ・アブドゥラー、マフムード・パシャ・ターヘル、そしてハムディの相続人たちがいる。こうした人物もまた、いつ、どのような方法で土地を取得したかは不明であるが、判決文によると、ドメイン委員会は、すでに一八八三年以降、カフル・シュブラフール村所屬地を含む多くの土地の払い下げのため、入札心得書 (le cahier des charges) を公布していたところから、この年以降、多くの人間がドメイン委員会から土地を購入したであろうと考えられる。<sup>(15)</sup>

以上が、カフル・シュブラフール村の歴史である。ところで、次節で紹介する訴訟は、この村落の居住区にあった村民居住家屋を係争物としている。そのため、以下あらかじめ、判決文から知りうるこの村落の居住区の歴史を述べてみたい。<sup>(17)</sup>

分村の正確な年代がいつであれ、この村落がシュブラ・バツディーン所領<sup>ジラリク</sup>からダカフリーヤ所領<sup>ジラリク</sup>へ編入された一八四五年の時点では、この村落の居住区は、取るに足りない規模であった。なぜならば、この年のダカフリーヤ所領登録簿 (Registre de délimitation du Tchirik de Dakahieh) において、カフル・シュブラフール村には建造物が一つもなく、すべてが可耕 (cultivable) 地である、と記載されていたからである。しかしながら、ムハンマド・アリーが死亡し、この村落がダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれた一八四九年時点では、区画<sup>ハット</sup>ダイイル・アルリナーヒヤ (それまでは、区画<sup>ハット</sup>アルリジュルン・アルキブリーと呼ばれていた) 内に、四四家屋があり、一三九名の住民

が土地耕作に従事していた。その内訳は、一名の差配長 (dash khawh)、二名の差配 (khawh)、一名の支配人 (nazir)、一名の書記、一名の厩舎番、そして一三三名の農民<sup>(18)</sup>であった。その後、当該訴訟時点では、一八フェッターン、一五キーラート、二一サハムからなる区画<sup>(19)</sup>ダーイル・アルハナーヒヤの一部として、五フェッターン、一五キーラート、一六サハムからなる村落居住区<sup>ナヒヤ</sup>があり、そのうえには、集会所 (dawwal)、支配人、厩舎番、書記の家屋、そして、土地耕作に従事する農民の家屋、などからなる八〇以上の建造物があつた。なお、訴訟の審議過程にあつた一八九七年に実施されたセンサスにおける、この村落の住民構成については、すでに第一節でみた通りである。

1 *Conclusions*, pp. 4-6, 35.

2 ジャフアールク地 (atyān al-jafālik) の語源は、第一節、註(8)を参照のこと。ここでは、ジフリク (jiflik, pl. jafālik) を便宜的に所領と呼んでおく。なお、jiflik の語源はトルシヤ語の juf (一対) であり、そこから「一対の牛」(トルコ語では çift) という意味が派生した。オスマン・トルコ帝国において çiftlik とは、一対の牛が一年間にわたり労働することが必要とされる土地面積を意味したが、その後、土地のみならず、建物、家畜、道具など投下資本をも含めた用語となった。すなわち、農場 (farm) に相当する言葉である。cf. H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Alī in Egypt*, Harvard Univ. Press, 1961, pp. 66-67.

3 シュブラフツール村は、マムルーク朝時代にまでその起源を溯れる古い村落である。一八九七年のセンサスでは、ミート・サマツノード郡 (一九〇七年以降アガー郡と改名) に所属し、その住民数は一、三六九名、所属耕地面積は一、八四六フェッターンであった。なお、付属居住区として、二つのイスマンがあつた。cf. M. Ramzi, *al-qānūn al-jughāfi*, Part II, vol. 1, p. 172. A. Boinet, *Géographie Economique et Administrative*, p. 359.

4. rizqa bilā mal の語源は、第一節、註(7)を参照のこと。rizqa という単語は、通常年金を意味したが、当該判決文に

において、ムハンマド・アリーがモスク維持のためにワクフとして設定した土地がこの単語で呼ばれていることが示すように、ワクフ、正確にはワクフからの収入をも意味した。ところで、原文では、このムハンマド・アリーの個人所有地を *Rezka Balama! Ehbassieh* と呼んでゐるが、なぜ、そこに *Ehbassieh* という単語が付けられているのか、筆者には理解できない。なぜならば、当時 *al-ri'za al-abbasiya*、あるいは単に *abbas, sing. i'ubus* という表現は、ワクフ、それも、ワクフ設定文書の規定に従って、ワクフからの収入が設定者一族に割りあてられた、家族ワクフ (*al-waqf al-ahli*) を意味したからである。ともかく、カフル・シュブラフール村がワクフとして設定されなかったことは、その歴史から明らかである。cf. 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」、七三―七四頁。

5 原文では一二六四年(一八四八年)となっているが、この年はムハンマド・アリーの退位年代であり、アリーの死は一二六五年(一八四九年)であった。このように、当該判決文においては、各種年代および区画の地積数など、細かい数字について混乱がみられる。そのため、本稿では、こうした混乱がみられる場合、その都度それを指摘せず、筆者が正しいと判断した数字を記すこととする。

6 一八七八年一〇月三十一日、エジプト政府は、ロスチャイルド商会との間に、外債償還資金調達のため、イスマイル一族から国家に移管された土地、家屋を担保とした、新たな外国債(通称ドメイン債)の発行契約を結んだ。この契約を結ぶのに際して、ロスチャイルド商会がもちだした条件は、担保にあてられる土地の経営のために外国人(すなわち債権者の代表)を主体とする理事会を設置することであった。こうして、担保にあてられた土地は、ドメイン委員会 (*La Commission des Domaines de l'Etat*) の管理上に置かれることとなった。cf. 石田進『帝国主義下のエジプト経済』三二―三三頁。

7 *'Ah Barakat, talawwur al-milkiya al-zaw'iyā fi misr 1813-1914 wa ahwar-hu 'ala al-haraka al-siyasiya*, Cairo, 1977, pp. 94-95. カフル・シュブラフール村がシュブラ・パッディーン所領からダカフリーヤ所領へ編入されたのは、一二六一年(一八四五年)シャアバーン月二一日、そして、カーミル・パシャへの土地贈与は、同年ドゥ・アルリカアダ月二九日のことであった。

8 第一節、註(6)に掲げた表から分かるように、ラムズイーの地理辞典によれば、カフル・シュブラフール村成立年代は、

一二五九年（一八四三年）である。筆者には、この村落の正確な分村年代を確定することはできないが、当該地理辞典の表現は、「一二五九年の検地(ʿaḥḍ)によって」となっているとどこから、この年に初めて、この村落はカフル・シュブラフールという名称で土地台帳に登録されたのであろう。

9 ウフダ (ʿuhḍa, pl. ʿuḥad) と呼ばれた徴税請負の最初の実施は、法令で確認できる限りでは、一八三二年であるが、この実施が頻繁になるのは、一八四〇年代以降であった。そして、この制度は、一二八三年（一八六六年）シャアバーン月一九日付の勅令において、イスマイルールによって最終的に廃止されるまで、実施され続けた。すなわち、このウフダは、一九世紀中葉におけるエジプト土地・税制度の混乱を、最もよく象徴する制度であった。cf. Ahmad al-Hifita, *ḥikmah al-sināʿa al-mi-sriyya fī ʿahd muḥammad ʿalī al-ḥabīb*, Cairo, 1950, pp. 49-52, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad ʿAlī*, pp. 65-66, ʿAlī Barakāt, *ṭalawwur al-miḥkiyya al-sināʿiyya*, pp. 101-110.

10 *Conclusions*, pp. 19, 29.

11 ʿAlī Barakāt, *ṭalawwur al-miḥkiyya al-sināʿiyya*, p. 99.

12 *Conclusions*, pp. 16, 31.

13 一フエッダーン(≒約一・〇三八エーカー)≒二四キースラート。一キースラート≒二四サハム。

14 このハムディという人物は、一八六三年の土地測量明細書において土地所有者として、また、一八九七年のセンサスにおいてイズバの名称としてあらわれている。アハマド・ベイ・ハムディを指しているのであろうか。ともかく、イズバに冠された人名は、そのイズバを建設した人物の名前ではあっても、必ずしも、その時点でのイズバ所有者の名前であるとは限らない。

15 *Conclusions*, p. 22.

16 ちなみに、一九〇七年のセンサスにおける、カフル・シュブラフール村納税者 (*ḍaʿīm al-ḍaʿāʾim*) の数は、三九名である。この納税者が土地所有者だけを意味するのであるならば、一九〇七年時点における土地所有者数は、三九名ということになる。cf. Nizārat al-Maḥiyya, *iḥṣāʾiyya ʿumūmiyya ʿan al-muḥāfaẓāt wa al-muḍīriyyāt*, p. 141.

17 *Conclusions*, pp. 5-6, 10-11, 14.

18 原文では、労働者 (ouvriers) である。すでに第一節において指摘したように、当該訴訟において裁判所は、カフル・シュブラフツール村住民の身分を、一律イズバに直屬する農業労働者と規定している。しかしながら、第五節において詳説するよ  
うに、彼らを一律農業労働者と規定することは、不可能である。そのため、本稿では、この村落の住民を呼ぶ際、文脈に応じ  
て、筆者が適当と思われる単語をあてた。

19 J. Berque は、これを *duwwar* と読んでゐる。J. Berque, *Histoire Sociale d'un Village Egyptien*, pp. 48-50.

### 三 カフル・シュブラフツール村・村方騒動に関する判決文

さて、本節で紹介するのは、マンスーラ混合裁判所民事法廷において、一八九八年一月一日に判決が下された、  
カフル・シュブラフツール村・村落居住区にある村民居住六三家屋の所有権をめぐる訴訟の判決文である。原告は、  
カフル・シュブラフツール村所屬地のうち、村落居住区を含む四三二フェッダーンの所有者、イーサー・バシヤ、被  
告は、六三家屋に居住するこの村落の住民七四名である。

訴訟に至る過程は、以下の通りであった。<sup>(1)</sup>一八九三年六月一日、ドメイン委員会からイーサー・バシヤに対して、  
カフル・シュブラフツール村所屬地のうち、村落居住区を含む三二一フェッダーンが払い下げられた。当初、村落居  
住区の住民たちは、彼らの居住家屋に対するイーサー・バシヤの所有権を認めていた。ところが、その後、イーサ  
ー・バシヤが、経済的理由から、住民のうち、村長<sup>ウムダ</sup>イブラヒム・ズィアード・アルヒカビール、村長<sup>ツヤイフ</sup>老アハマド・  
アルヒアグーズを含む七名に対して、家屋立ち退きを要求したため、これら七名は、彼らの居住家屋に対する所有権

を主張するに至り、イーサー・パシャの要求に応じなかった。このため、家屋の所有権を主張するイーサー・パシャは、混合裁判所に対して、前記七名を相手どった訴訟を起した。第一審は、係争物の所在位置をシュブラフール村と誤認し、そのために、彼の主張は、棄却された。この判決に対し、イーサー・パシャは上訴したが、控訴院(Cour d'appel)は、一八九四年一月二十四日付の判決によって、第一審の誤認を認め、その判決を破棄し、係争物に対するイーサー・パシャの所有権を認めるとともに、前記七名に対して家屋立ち退きを命じた。そして、この命令は実際に執行され、さらに、前記七名からの再審要請も棄却された。ところが、この判決に不満をもった前記七名は、カフル・シュブラフール村住民を扇動し、その結果、ほとんどの村落住民が、イーサー・パシャの所有地での耕作を拒否する事態に至った。この事態に対して、イーサー・パシャは、他村から労働者を集め、彼らを村落居住区内に新たに建設した家屋に住まわせたが、村落住民は彼らを村落から追い出し、彼らがイーサー・パシャの所有地で耕作に従事できないようにさせた。ここに至り、イーサー・パシャは、新たに村落住民七四名を相手どり、彼らの居住六三家屋に対する所有権を主張する訴訟を起したのである。こうして、この訴訟審議中に、被告たちのなかから死亡者がでたり、新たに他の住民が起訴されたりしたため、被告側の人數、顔ぶれに多少の変更がみられたもの、ともかく、この訴訟は、一八九六年六月九日から一八九八年一月十五日まで、都合八回の審議をへて判決が下されたのであった。このように、ここで紹介する訴訟の背景となったのは、住民七名の家屋立ち退き命令に端を発した、五年間に亙る、そして、村落居住区住民のほとんどを巻き込んだ、地主に対する村方騒動であった。なお、この訴訟と並んで、シンベッラウエイン国民裁判所刑事法廷において、騒動中に引き起こされた暴力事件について、三回の裁判が行われている。

訴訟における主たる争点は以下の二点であった。<sup>(2)</sup>第一は、提出書類によって係争物の所有者を確定しうるかという点であり、第二は、取得時効の適用によって、係争物の所有権は被告に移転しうるかという点であった。すなわち、原告側は、彼らの主張を提出書類に基づかせたのに対して、被告側は、後にみるように、係争物に対する彼らの所有権を直接に立証する文書をもたなかったために、彼らの主張を、最終的には、長年の占有による取得時効の適用に基づかさざるをえなかったのである。以下、こうした原告側と被告側の主張に対する裁判所の判断を、詳しく紹介してみたい。

原告側の主張に対して、裁判所は、次のような提出書類に基づいて判断を下している。<sup>(3)</sup>まず、原告側が提出した次の八つの証書である。ヘディーヴ・イスマイルから妃ガニアルへの土地贈与を証明する、一二七九年（一八六三年）ドゥ・アル・カアダ月末日付の地券 (tagstf, pl. tagastf) 一通。妃ガニアルから妃ザナブへの土地贈与を、妃ザナブの遺産相続人から妃ガニアルへの土地売却を、そして、妃ガニアルからエジプト政府への土地譲渡を、それぞれ証明する、一二八九年（一八七二年）ラビーウI月一日付、一二九三年（一八七六年）ムハツラム月二四日付、そして、一二九五年（一八七八年）シャツワール月二八日および一二九六年（一八七九年）サファル月四日付の裁判所文書 (quija, pl. quija) 四通。<sup>(4)</sup>当該地がドメイン委員会の管理下に置かれたことを証明する、一八七九年二月一日付の公正文書 (lacte authentique) 一通。ドメイン委員会が三二一フェッダーン余りの土地を原告とアミン・ベイ・アブドゥラーに払い下げたことを証明する、同じく公正文書一通。そして、原告が上記払い下げ地のうち、アミン・ベイ・アブドゥラーの購入分を再購入したことを証明する、一八九三年九月二三日付の私署文書 (lacte sous seing privé) 一通。以上八つの証書である。さらに、これら八つの証書のほか、次のような提出書類が吟味の

対象とされた。原告側が提出した書類として、一八四五年時点のダカフリーヤ所領登録簿抜粋を含む、エジプト政府所管の各種登録簿抜粋三通。妃ザナブの遺産相続人から妃ガナニアルへの土地売却を証明する、エジプト政府発行の証明書 (Je Certificat) 一通。ドメイン委員会から原告およびアミン・ベイ・アブドゥラーに払い下げられた土地の位置を示す、ドメイン委員会払い下げ地測量覚え書き (Ja note d'arpentage) 一通。そして、ドメイン委員会から原告およびアミン・ベイ・アブドゥラーへ土地が払い下げられたことを、また、後者から前者へ彼の購入地が再売却されたことを、それぞれ証明する、公正文書の控え (Jefe personnel) 二通、以上である。また、ドメイン委員会が提出した文書として、妃ガナニアルから妃ザナブへの土地贈与を証明する、一二八九年 (一八七二年) ジュマード・I 月一日付の地券抜粋一通。妃ガナニアルからエジプト政府への土地譲渡を証明する、一二九五年 (一八七八年) シャツワール月二八日付の裁判所文書一通。そして、当該地の位置を示す、一二九六年 (一八七九年) ムハッラム月二五日付の境界図 (Ja délimitation) 一通、以上であった。

さて、以上列挙した提出書類に基づく裁判所の判断は、次のようなものであった。

カフル・シュブラフール村居住区五フェッダイン、一五キーラート、一六サハムを含む、一八フェッダイン、一五キーラート、二一サハムからなる区画<sup>ハヤト</sup>ダーイル・アルリナーヒヤは、原告が現在所有している土地の一部を構成している。また、原告の所有地は、かつてムハンマド・アリーの所領の一部であり、その後も、それがドメイン委員会の管理下に置かれるまで、一貫してアリー一族の所領であり続けたことは、地券<sup>タヤト</sup>の存在によって立証しえる。そして、提出地券には係争物あるいは居住区 (sakan) についての言及がみられないという、文面に拘泥した被告側の主張にも拘らず、地券<sup>タヤト</sup>は、土地のみならず、そのうえにあるすべての建造物に対する所有権を証明する文書であるから、こ

の文書に基づく土地の所有権の移転に際しては、建造物の所有権もまた同時に移転する。すなわち、係争物に対する所有権は、原告にある。なお、原告が住民七名を相手どった先の訴訟においても、裁判所は、同じ提出書類と根拠に基づいて、同じ判決を下している。

こうして、裁判所は、原告側の主張を全面的に認めた。そのため、この訴訟の結果は明らかなのであるが、被告側の主張に対して下した裁判所の判断を検討することによって、カフル・シュブラフール村の村落像と村民像が明確になるため、以下それを詳しくみてみよう。

被告側は、この訴訟当初において、係争物に「所有者の資格でもって」、そして、「長年に互って」居住していたと主張した。そのため、裁判所は、まず、「所有者の資格でもって」係争物に居住していた証拠として、被告側が提出した幾つかの書類の証拠能力について判断を下し、次いで、「長年に互る」占有の性格について検討を加える。しかしながら、裁判所は、その前置きとして、係争物の建設年代、すなわち、いつから被告たちは係争物に居住し始めたのか、また、誰が係争物建設費用を負担したのか、という問を設け、それに対して以下のような解答を与えている。<sup>(5)</sup>

この村落は、一八四五年の時点ではすべて可耕地とされていたにも拘らず、ダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれることになった一八四九年の時点においては、その居住区内に、四四家屋をもつに至っていた。従って、係争物が建設され、被告たちがそこに居住し始めたのは、一八四九年をそれ程溯ることはないであろう。また、この時点で建設された家屋は、一般に居住家屋と呼ばれているような建物ではなく、平屋建ての一室あるいは二室からなる、そして、その建設のためには職人の労働を必要としない、丸太、葦、泥土あるいは焼いていないレンガで造られた、粗末な掘っ立て小屋であった。そのため、係争物は、所領主ムハンマド・アリーの命令によって、移住してきた農民たち

自身の手で建設されたと推測される。建設資材は、アリーが彼らに掘らせた池 (Dikka)<sup>(9)</sup> から調達したのであろう。そして、アリーは、彼らの生活のため、こうした居住家屋のほか、モスクと共同墓地を同時に建設させたと考えられる。この事実こそ、この村落成立後、居住区の位置する区画の名称が、アル・ジュルン・アル・キブリーから、「村落居住区の囲い」を意味するダーイル・アル・ナーヒヤ (Dār al-Nahīya)<sup>(7)</sup> と改められた理由であった。以上の叙述から明らかなように、被告たちの身分は、労働力提供に対する報酬の一部として、農場所有者の提供する家屋に居住することが認められている、イズブ常住の農業労働者 (des ouvriers cultivateurs attachés à la culture, tamaliya) である、と規定することができる。事実、係争物居住民の構成は、村落形成から現在までの間に、大きな変化があったにも拘らず、係争物の所有権移転を証明する契約書が一通として存在していない。

さて、以上のような前置きの後、裁判所は、係争物に対する彼らの所有権を立証する証拠として被告側が提出した、次のような書類の証拠能力を逐一検討している。提出された書類とは、納税受領証明書 (wird, pl. awrad)、カフル・シュブラフール村行政報告書 (Jardat al-Jidra) 写し、村番人給与支払い領収書、そして、被告人の一人アリー・アブー・ユーセフ名義の家屋購入文書<sup>(8)</sup>である。これら提出書類の証拠能力に対する裁判所の判断は、以下の如くであった。<sup>(8)</sup>

被告側は、係争物に対する彼らの所有権を立証する第一の文書として、一八四九年から一八六三年までの間に交付された、村民九名の名義による、三二通の納税受領証明書<sup>(9)</sup>を提出した。確かに、この種の文書は、その文面に土地税 (mal) という単語がみられるように、租税台帳 (Daftar al-mukallata) の抜粋であり、これは土地所有者に対して交付される。しかしながら、提出されたウィルドが、真実納税受領証明書として交付されたかについては、以下の

ような疑問がある。まず、一八四九年から一八五四年までの間に交付されたウィルドは、本来の意味での納税受領証明書ではありえない。なぜならば、カフル・シュブラフール村は一貫してアリー一族の所領<sup>ゾラ</sup>であり続けたが、この土地は、一二七一年（一八五四年）ムハッラム月七日の勅令によるウシユル課税措置まで、免税特権地 (Tizga bila mai) として、課税の対象となっていなかったからである<sup>(9)</sup>。事実、一八六三年の時点では、すでに指摘したように、この村落所屬地は、四名の人間とモスクによって所有されていた。それでは、一八五四年以後のウィルドの存在はどのように説明されるであろうか。それを説明するものは、一八四九年、ムハンマド・アリーの死から一八六三年、イスマイルのヘデーヴ就任までの期間における、杜撰な政府行政であった。すなわち、この期間、この村落はダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれたが、県庁は、その管理の困難さから、土地を村落住民に貸し出したため、地代と土地税とが混同される結果となったのである。なぜならば、徴税人と耕作者双方にとって、それが国家への支払いである以上、耕作者が支払う金額が土地税と呼ばれようと、地代と呼ばれようと、事態は変わらないからである。事実、ウィルドの交付は、この村落がイスマイルの直轄領 (Dāira Sanīya) に編入された一八六三年で終わっている。また、もしこれらウィルドが真実納税受領証明書を意味するのならば、同一人物名義のウィルドに記載された、土地面積と支払い金額は、毎年同じでなければならぬ。しかしながら、実際には、これらは年々大きく異なっており、この事實は、提出ウィルドに記載された金額が、土地税ではなく、年々更新される地代であることを示している。

被告側は、係争物に対する所有権を主張する第二の文書として、カフル・シュブラフール村行政報告書の抜粋の写しを提出した。そして、そのなかに、一八八七年に村長<sup>ウムダ</sup>と村長老<sup>ツヤイフ</sup>が、ドメイン委員会に対して、係争物の敷地について減税を申請している記述がみられることをもって、係争物の敷地に対する彼らの所有権を主張した。しかしなが

ら、この記述が被告側の主張を裏付けえないことは明らかである。なぜならば、この減税が国家に対して申請されたのであれば、当該地の所有者は、被告側が主張するように、減税申請者であるとみなされうるが、実際には、それは、国家ではなく、ドメイン委員会宛てになされている。従って、当該記述は、被告側の主張とは逆に、ドメイン委員会が土地所有者であることを示している。事実、この村落がドメイン委員会の管理下に置かれた後、この村落に所属するウルマン運河敷地および荒蕪地 (bon) について、減税および免税措置が取られたが、この申請はドメイン委員会の名でもってなされ、また、当該委員会宛てに認可されているのである。このため、被告側のこの書類提出は、一八八三年以降ドメイン委員会がカフル・シュブラフール村所属地を含む多くの土地の払い下げのため入札心得書を公布している事実を利用して、係争物に対する所有権を主張する前提として、あらかじめその敷地に対する所有権を主張しておこうとする被告側の意図によるものと考えられる。ともかく、被告側が提出したのは当該書類の写しに過ぎず、そのため、裁判所は財務省に対して原本閲覧を願ひ出たが、これに対する財務省の返答は、カフル・シュブラフール村にある建造物はドメイン委員会から原告に払い下げられた土地の一部をなすことは明らかであり、改めて原本を閲覧することの必要を認めないというものであった。

被告側は、第三の文書として、被告人の一人の名義による、一八九七年第一、第二四半期における村番人<sup>グライム</sup>給与支払領収書二通を提出し、この文書の存在をもつて、政府が名義人を土地所有者として認めていることの証拠であると主張した。確かに、かつては、村番人の給与は、単なる耕作人 (les simples cultivateurs) を除く、土地所有者によって負担されていた。<sup>(11)</sup>しかしながら、一八九七年五月二二日付の閣議決定によって、それは村民によって負担されるべきものとされた。その理由は、村番人の維持は、土地所有者のみでなく、村落全体の公益を目的とするため、彼らの

給与は、村民全体で負担すべきであるということであった。ただし、政府は、村民が土地所有者のもとで労働に従事している場合には、土地所有者が彼らに代つて村番人の給与を支払うことを認めている。従つて、もし住民すべてが土地所有者のもとで耕作に従事しているのなら、土地所有者が給与のすべてを負担すべきものであろうが、カフル・シュブラフール村の場合そうではない。このため、原告が村番人の給与の三分の二を支払い、住民が残りの三分の一を支払っているのである。実際、こうした住民による村番人給与負担の事実は、この村落の他の二つの付属居住区の住民、すなわちイズバ・シュリン・パシャとイズバ・アブド・アルハラフマーン・ベイの農業労働者たちもこれを負担していたことから確かめられる。従つて、被告たちが村番人の給与を負担していたという事実は、彼らが土地所有者であることを、それゆえ、彼らが係争物に所有者の資格で居住していることを立証することにはならない。

最後に被告側は、第四の文書として、被告人の一人アリー・アブー・ユーセフ名義の家屋購入文書<sup>フツジャ</sup>を提出した。被告側によつて一二七八年（一八六一—六二年）に発行されたとされるこの証書は、係争物の所有権の移転を直接証明する唯一の文書として、裁判所の強い関心を引いた。この証書に関してまず指摘されるべきは、係争物建設から長い時間が経過し、その間居住者には大きな変化がみられたにも拘らず、この証書が係争物の所有権の移転を示す唯一の文書であるという点である。そのため、これは例外的事実として、村民一般の係争物に対する所有権を証明する根拠とはならない。さらに、この証書自体の信憑性について疑問がある。まず、この証書は、カフル・シュブラフール村の所轄裁判所によつてではなく、距離的にも遠い、他の郡の裁判所によつて発行されている。この事実は、この証書の発行申請の意図の純粹さを疑わせる。また、アリー・アブー・ユーセフは、村民の一人が所有していた三家屋の一つを購入したと主張しているが、この家屋売却者は、明らかに土地をもたない一介のイズバ直屬農業労働者

(Tanallya) に過ぎず、ウィルドの記述から知られる限り、一二六八年(一八五一—五二年)と一二六九年(一八五二—五三年)に二一フェッダーン、一八キーラート、八サハム、そして、一二七六年(一八五九—六〇年)に九フェッダーン、二二キーラート、四サハムの土地をそれぞれ借地している村民であった。一体、こうした借地人が三家を所有することが可能であろうか。あまりにも不自然である。また、そのほか、この証書の発行動機の純粹さを疑わせるような以下の諸点がある。まず、この証書が判事本人ではなく、判事補佐(Platz)によって発行され、しかも、彼の署名が判読不可能な程不明瞭な点である。確かに、この証書の書式は、完全とは言えないまでも、正規のそれに則ってはいる。しかし、それならば、なぜ署名をあれ程までに不明瞭なものにしなければならなかったのであるか。また、この証書には日付、登録番号が記載されておらず、これが裁判所において登録されたとは考えられない。さらに、原告が提出した証明書に従う限り、当該家屋の売却者と購入者とは姻戚関係にあり、この証書が家族内において作成された可能性が濃い。同時に、売却者が当該家屋の所有者であったことを証明する事実はない。以上の諸点から、この証書は不動産文書(titre réel de propriété)としての証拠能力を欠く。また、さらに付け加えるべき点として、当該家屋とアリー・アブー・ユースフが現在居住している家屋とは、その造りが異なり、同じ家屋とはみなされえないということがある。以上から、被告側は、この証書を根拠に原告側の主張を覆すことはできない。

以上、裁判所は、被告側から「所有者の資格でもって」係争物に居住していた証拠として提出された書類の証拠能力を遂一否定した後、被告たちによる「長年に亙る」係争物占有の性格についての検討に移る。そして、それが仮の占有でしかないことを結論するために、まず、カフル・シュブラフール村の歴史を振り返り、繰り返し以下の点を確認している。<sup>(12)</sup>

係争物は原告の所有物である。なぜならば、カフル・シュブラフワール村が、その建設時点からイスマイルルのヘディーヴ就任までの間、一貫してムハンマド・アリー一族の所領であり続けたことは、それを証明する地券グラントの存在で明らかであり、また、このタクシートの対象となるのは、当該地のみならず、そこで一切の建造物の所有権だからである。そして、この事態は、この村落がイスマイルル直轄領、次いで、ドメイン委員会の管理下に置かれた時代においても、変りはない。すなわち、この村落の住民たちは、イズバに直属する農業労働者(familyya)であって、彼らの係争物居住は、土地所有者の認可(une concession)に基づいた、一時的な仮の占有である。このことは、係争物が粗末な掘っ立て小屋であること、また、係争物居住者は変化したにも拘らず、その所有権の移転を証明する文書がないところから、明らかである。確かに、被告側は、所有権の移転を証明する文書として、アリー・ユージェフ名義の家屋購入文書フッジャを提出したが、それが不動産文書としての証拠能力を欠いていることは、すでに指摘した通りである。

以上、裁判所は、この村落住民の身分をイズバに直属する農業労働者と規定し、彼らの係争物居住を一時的な仮の占有と断定したうえで、最後に、訴訟過程において被告側が係争物に対する所有権を主張する根拠として挙げた、次の二点について検討を加えている。第一は、この村落が村長老(mashaykh)をもってゐるという点であり、第二は、混合裁判所民法典、第八〇条における取得時効規定の本訴訟における適用である。この二つの主張に対する裁判所の見解は、以下の如くであった。<sup>(13)</sup>

被告側は、一二七五年（一八五九年）ラジャブ月五日付、および、一二八四年（一八六八年）ドゥ・アルリカアダム月一日付の村長老任命文書二通を提出し、住民のうち少なくともそこで村長老に任命された者は、土地所有者である、と主張した。確かに、一八九六年五月一六日に公布された、村長ウムダ・村長老任命シヤイッに関する勅令のなかでは、村長・

村長老は土地所有者のなかから任命される、と規定されている。<sup>(14)</sup>しかしながら、この規定は、村長・村長老が必ず土地所有者でなければならぬ旨を定めたものではなく、エジプト政府は、この勅令公布後においても、行政上必要な場合には、土地所有者でない村長・村長老を任命している。このことは、同じくシンベツラウエイン郡に所屬するトゥーフ・アルリアクラーム村の付屬居住区に過ぎないイズバ・ヌーリー・バシヤにおいて、その住民のなかから村長老を任命したことを示す、一八九六年四月二〇日付の通達の存在からも明らかである。<sup>(15)</sup>実際、もし村長・村長老が、被告側が主張するように、土地所有者でなければならぬとするならば、カフル・シュブラフール村の村長・村長老は、村民のなかで唯一の土地所有者であるアブド・アルリマリク・イブラヒームの二人の相続人でなければならぬであろう。しかし、現実には異なっている。このように、エジプト政府は、村長任命に際して、必ずしも一八九六年の勅令に従う必要はない。

次いで、被告側は、係争物に対する所有権を主張する根拠として、混合裁判所民法典、第八〇条における取得時効規定の適用を挙げた。確かに、この条文は、国有地占有について、一五年の取得時効規定を設けている。<sup>(16)</sup>しかしながら、この規定が対象とする国有地とは、所有者の登録されていない荒蕪地であり、アリー一族の所領であったものが、ドメイン委員会の管理下に移されることによって、国有地となったカフル・シュブラフール村の場合には、この規定が適用されないことは自明である。

こうして、裁判所は、係争物に対する被告たちの所有権のみならず、「長年にわたる」占有に基づく係争物取得という被告側の主張をも退け、原告側の一方的勝訴を判決した。

- 1 *Conclusions*, pp. 3-4, 6-8, 32.
- 2 なお、当該訴訟において、原告側は、土地払い下げ当事者であったドメイン委員会に対して、係争物からの村民立ち退きについての保証を求めたため、被告として、村落住民七四名のほか、ドメイン委員会、さらに、財務省が挙げられている。このようにドメイン委員会が被告として挙げられていることが、本来外国人とエジプト人との間の争議を調停する機関である筈の混合裁判所において、当該訴訟が争われている理由である。また、争点についても、本文で指摘したもののほか、以下の二点があった。第一は、被告村民七四名を一括して召換することの有効性についてであり、第二は、ドメイン委員会の被告立ち退き保証の是非についてである。前者は、係争物六四家屋は個々異なる物件であり、それを一括して取り扱うことはできない、という被告側の主張に基づく争点であった。以上二つの争点は、本稿のテーマにとって直接関係ないところから、ここではそれらについて言及しなす。cf. *Conclusions*, pp. 8-9, 35-37.
- 3 *Conclusions*, pp. 10-13.
- 4 タクシート、およびフッジャについては、第五節において詳説する。
- 5 *Conclusions*, pp. 13-17.
- 6 ビルカについては、第一節註(5)を参照のこと。
- 7 J. Berque が調査した Sir al-Layyana 村とは、村落居住区を囲む道路が Dair al-Nahya と呼ばれていたとす。cf. J. Berque, *Histoire Sociale d'un Village Egyptien*, p. 26.
- 8 *Conclusions*, pp. 17-27.
- 9 ウィルドについては、第五節において詳説する。
- 10 ウシユル課税措置については、第一節註(8)を参照のこと。
- 11 ガフィールは村落の自衛組織であったが、一九世紀エジプトにおいて、これが村抱え的組織であったのか、あるいは、村落有力者たちの私兵要素の強い組織であったのかについては、現在までのところよく解明されていない。
- 12 *Conclusions*, pp. 28-33.

13 *Conclusions*, pp. 33-35.

14 F. Jilad, *al-qānūn al-'amm li al-idāra wa al-qaḍā'*, vol. 2, Alexandria, 1900, p. 676.

15 トーフ・フルアクラム村の住民数は二、八三七名であり、そのうち二、二〇六名が村落居住区に、六三二名が付屬居住区たるイズバ・ヌーリー・バシヤに居住していた。cf. A. Boinet, *Géographie Economique et Administrative de l'Égypte*, p. 407.

16 混合裁判所民法典、第八〇条を翻訳すると以下の通りである。「国家が所有する非耕作地については、その占有 (*wad' al-yad*) は政府の許可をもって初めて認められ、その取得 (*akhdh*) は、国内法 (*al-lawā'ih al-mahalliyā*) —— すなわち、一八七五年の修正サイド法、およびそれを補則する一連の法令 (筆者) —— に準拠して、荒蕪地 (*ab'ādīya*) の資格をもってなされる。なお、当該地を耕作、あるいは、そこに建造物を建設したり植樹したりした者は、当該地の所有者 (*malik li tilka al-ard' malk<sup>an</sup> tamm<sup>an</sup>*) となるが、占有開始に続く一五年間において、五年の間それを放置するならば、彼の当該地に対する権利は奪取される。」cf. *al-qānūn al-madani li al-ma'ākhim al-mukhtalafa*, Cairo, 1293 A. H., p. 14.

#### 四 カフル・シュブラフウル村・村方騒動の土地制度史的背景

以上、カフル・シュブラフウル村裁判の判決文の内容を詳しく紹介した。ところで、この判決文において印象的なのは、係争物が村民居住家屋であるにも拘らず、裁判が、アリー・ユースフ名義の家屋購入文書の場合を除けば、ほとんど、耕作地の所有権の所在、その法的土地範疇、あるいは、被告たちの耕作地占有の性格をめぐる争われているという点である。こうした、耕作地に対する所有権の主張をもって、間接的に係争物に対する所有権を主張するという被告側の態度自体は、係争物に対する所有権を立証する文書をもたない被告側の、この訴訟における苦しい立

場を示すものである。しかしながら、一九世紀エジプト土地制度史を振り返る時、この裁判がなぜ耕作地の所有権の所在をめぐって争われなければならなかったのかという理由が、またそれ故、耕作地の所有権の所在を持ち出すことについては、被告側には彼らなりの根拠をもっていたことが、理解できる。そして、そこには、近代エジプトにおける土地保有をめぐる複雑な法環境と、一方的に上から導入された私的土地所有觀念に馴染まないエジプト農民の土地に対する権利意識とが、窺われるように思われる。そのため、本節では、一九世紀エジプト土地・税制度史を振り返ることによって、前節で紹介した訴訟の争点を明確にしてみたい。<sup>(1)</sup>

ムハンマド・アリーは、それまでの土地・税制度であった徴税請負制度 (nizām al-tizām) を廃止し、土地の国有化を計った。そして、一八一三年から翌年にかけて検地 (tārī, fakk al-zimām) を実施し、<sup>(2)</sup> その過程で、農民に土地を分与し、彼らを村落ごとに租税台帳 (daftar al-nukallāfa) に登録した。同時に、分与地の自由な処分を禁じるとともに、それが登録された村落を農民の原籍地 (al-balad al-aslī) として彼らをそこに固定させ、また、村落住民に対して納税連帯責任を負わせた。さらに、村落有力者層 (mashaykh al-balad) を村役人として組織し、彼らに村落内における耕作地監督、水利管理、行政、警察、徴税業務等を義務づけた。こうした村落有力者層を通じての村落行政の実施は、一方では、エジプト村落における従来の共同体的慣行の存在を、また他方では、いまだ村落レベルにまで中央集権的支配を及ぼしえなかった当時のムハンマド・アリー政権の権力基盤の弱さを考えると、最も効果的な、そして、最も摩擦の少ない農村統治方法であったであろうと考えられる。

こうして、当時村落は一つの独立した行政、徴税単位として機能したのであるが、この事実は、決して、村落における村落有力者層を中心とした村落自治の承認を意味するものではなかった。すなわち、村役人としての村落有力者

は、上位行政機構からの厳しい監督を受けたし、また、農民が村落単位で租税台帳に登録されたからといって、このことは、耕作地が村落の共同占有下に置かれたことを意味せず、ムハンマド・アリーの検地の目的は、あくまで、個々の農民を納税義務者として捕捉するために、農民保有地の境界を確定することにあつた。<sup>(3)</sup>また、村落単位での納税連帯責任制度も、それが村落有力者に対して課税額の一括納入の責任を負わせ、そして、一部村民の税滞納 (Bağya, pl. bağya) は、村落有力者の権限で他の村民に対して強制的に割り振られたものの、土地税 (mal) は、地味に從つた課税基準に基づいて個々の農民に課せられ、また、各々の村民の徴税収支は、徴税人 (sarraf) から彼らに交付された納税受領証明書 (wird, pl. awrad) のなかで個別的に記載されていた。<sup>(4)</sup>

以上を要約すれば、ムハンマド・アリーの一連の政策は、土地国有政策の名でもって呼ばれてはいるものの、その内実は、農業労働力と財源の確保を目的とした、国家による農民に対する人身支配政策に他ならなかつた。<sup>(5)</sup>そのため、土地国有制度が実施されたといわれながらも、そこで強調されているのは、イスラム的土地国有觀念に基づく、農民の耕作、納税義務と、農民の土地保有に対する国家の介入権だけであつて、土地に対する国家および農民の権利内容が、新たな法令の公布によって細かく規定された訳ではなかつた。また、すでに指摘したように、法的には農民の自由な土地処分と自由な移動は禁止されたが、現実のエジプト政府は、徴税業務に支障がない限り、農民の慣行 (‘urf) に基づいた土地処分を黙認した、あるいは、黙認せざるをえなかつた。従つて、当時農民の土地保有関係を直接に律したのは、依然、国家の公布する成文法とは法秩序を異にする従来からの慣行であつた。

さて、ムハンマド・アリーの土地国有制度は以上のような内容をもつものであつたが、ここで指摘すべきは、彼の土地国有化政策の対象となつたのは農地のみであり、村落居住区の土地はその対象から外されたという点である。す

なわち、ムハンマド・アリーは、それまでの統治者と同様、村落所屬耕地 (zimam) と村落居住区 (dar'at al-sukn) とを明確に区別して取り扱い、前者については、国有地ハラージュ地として、そこでの建造物建設、植樹、さらには、そのワクフ設定等の自由な土地利用を厳しく禁じたが、後者については、特別な法令を公布せず、村落住民の自由な利用と処分にかかせた。<sup>(6)</sup> そのため、ムハンマド・アリー統治下にあっても、村落住民の意識下における典型的な村落とは、国家からの強い規制を受けながらも、依然、多少なりとも従来の慣行に基づいて、村落有力者層によって統治され、村番人 (ghafir, pl. ghurafa) によって自らの財産を守る地縁的共同体を意味し、また、典型的な村民とは、村落所屬耕地に個人的占有地を保有し、村落慣行に規制されつつそれを耕作し、同時に、村落居住区に宅地と居住家を所有する農民を意味したであろう。こうして、ムハンマド・アリー治世初期においては、村落有力者層を接点として、行政、徴税レベルでの行政村と、村落住民の意識下における地縁的共同体とが一致し、さらに、検地と農民への土地分与を通して、登録土地保有者と現実の土地耕作者、つまり納税義務者とが一致していた。あるいは、少なくとも統治者にとって、この一致が想定されていた。

そして、このムハンマド・アリーの土地政策の原則、すなわち、登録土地保有者と現実の土地耕作者とを一致させることによって、個々の農民のレベルで納税義務者を捕捉しようとする原則を維持するために取られた措置こそ、農民の自由な土地処分と移動を禁じるという法的措置であった。しかるに、一八三〇年代以降、この経済外的強制を無効とするような社会経済環境が進行した。すなわち、公共事業と兵役のための過度の農民徴発と逃村現象の多発のために農業労働力の減少が生じ、また、商品作物、とりわけ綿花のエジプト農業への導入によって土地の流動性が高まったのである。そして、こうした事態に追いつきをかけたのが、一八四〇年代以降における、全産業に互るムハンマ

ド・アリーの独占經濟体制の崩壊と自由主義的經濟体制への移行であった。

こうした一連の社会經濟環境の変化が当時のエジプト土地保有事情に与えた影響は、明らかである。すなわち、土地保有の混乱の結果、想定されていた登録土地保有者と現実の土地耕作者との一致が崩れ、納稅義務者が不明瞭となつていったのである。そのため、エジプト政府は新たな土地・稅制度の採用を余儀なくされていったが、土地制度に關して政府が取つた措置は、第一に、多くの耕作地と荒蕪地を、特權地という名のもとに、そして、一八四二年以降には完全土地処分權を付与した形で、アリー一族、トルコ系支配階層へ授与したことであり、第二に、一八四〇年以降顯著なる徵稅<sup>ウツ</sup>請負<sup>フタ</sup>制度の復活であり、そして第三は、一八四六年の第一土地法公布に始まる、ハラージュ地における私的土地所有觀念の導入であった。また、稅制度に關して政府が取つた措置は、一八五四年における、それまで免稅地であつた特權地、すなわちアブアディーヤ地とジャファールク地への新稅ウシユルの課稅と、それにとともに、一元的ハラージュ稅体系に代る、二元的ハラージュ・ウシユル稅体系の導入であつた。こうして、エジプト政府は、私的土地所有觀念を導入し、土地国有制度の修正を計ることによって、再び納稅義務者を明確にするために、當時生じていた土地保有の混乱を整理し、同時に、新稅の導入によって、新たな土地制度の実施によって生じた土地稅收入の減少に対処したのであつた。そして、こうした一連の措置から窺うことができるのは、以後展開するであろう大土地所有制度に備えて、納稅義務者を個々の農民から地主へと轉換させることによって、財源の確保を計ろうとするエジプト政府の意圖である。また、このエジプト政府の政策轉換を象徴的に示す現象こそ、第一節で指摘した、エジプト農村におけるイズバ建設の増加であり、それにとともなう、村落行政の再編成であつた。

ともかく、以上指摘した一九世紀中葉から後半にかけての土地・稅制度史の展開においてみられるのは、土地集積

過程、それも、多くは前代の制度の復活を契機とした土地集積過程と、私的土地所有觀念の導入との同時進行という、近代エジプトにおける大土地所有制度形成と私的土地所有權確立との間の特異な結びつきである。そして、この私的土地所有觀念の導入が、一般農民保有地からその多くが構成されていたハラージュ地と、特權地アブアーディーヤ地、ジャフアーリク地とにおいて、同時に、そして、同じ過程でなされた訳ではなかったという事実が、一九世紀後半におけるエジプト土地保有をめぐる法環境を複雑なものにした。

ハラージュ地における私的土地所有觀念の導入は、すでに現実の展開のなかでその意義を失っていた、登録土地保有者と現実の土地耕作者との一致を想定した土地政策を放棄するという形であらわれた。事実、一九世紀中葉において、ハラージュ地に私的土地所有觀念を導入する目的で公布された一連の土地法で問題となっているのは、ハラージュ地保有者 (*sāhib al-aḥar*) と現実の土地占有者 (*wāḍi' al-yad 'alā al-ḥin*) との間に多発していた土地保有權をめぐる紛争をいかに調停するかということなのである。そして、この紛争に対して一連の土地法が与えた解決策は、取得時効概念の導入によって、土地保有權の登録土地保有者から現実の土地占有者への移転を認めるとともに、ハラージュ地の土地処分自由を成文化することであった。こうして、ムハンマド・アリー時代における登録農民と土地との結びつきは断たれることになり、その後、耕作者の土地に対する權利は、觀念的な土地保有權 (*ḥaqq al-aḥarīya*) と呼ばれるに至った。

もっとも、こうした措置の後においても、国家は、ハラージュ地を依然国有地として規定することによって、耕作者の土地保有に直接介入する權利を留保した。そのため、この私的土地所有觀念のハラージュ地への導入は、一見すると、ハラージュ地保有農民の土地に対する權利を強化しようにみえるが、現実には、農民にとってこの措置は、

土地喪失の機会を与えこそすれ、少なくとも短期的には、彼らの事実上の土地保有關係に変化を及ぼすものではなかった。なぜならば、この措置によって土地を喪失するハラージュ地保有者 (sahib al-athar)こそ、ムハンマド・アリーによって土地を分与された租税台帳登録農民であり、また、彼らの土地に対する権利は、なにも土地法によって私的土地所有権の体裁をとって追認されずとも、従来の慣行によって十分承認されていたからである。そのため、ハラージュ地保有農民にとつての関心事は、彼らの土地に対する権利が利益権 (haq al-intifa)あるいは占有権 (haq bi-waḍ' al-yad)と呼ばれようが、保有権 (haq al-athariya)と呼ばれようが關係なく、従来通り彼らの土地を現実に保有し、耕作し続けることであり、また、彼らの土地に対する権利意識は、私的土地所有觀念が導入された後でも、依然従来の慣行に根ざしたものであったであらうと考えられる。

ところが、特権地アブアーディーヤ地とジャフアーリク地における私的土地所有觀念の導入は、こうしたハラージュ地におけるそれとは全く異なる様相を呈した。すなわち、ハラージュ地の私的土地所有権確立の過程が、一八四六年の第一土地法公布以降、慣行を法的に追認する形で、しかしながら国家の土地に対する権利を慎重に留保したまま、觀念的な法形式上の操作でもって徐々に達成されていったのに対して、特権地の私的土地所有権の確立は、一八四二年の勅令に基づき、地券 (taqāṣī, pl. taqāṣīf)の発行という形で一挙に実現されたのである。そして、この地券発行によって付与された完全土地処分権なる権利は、その権利内容が成文法によって細かく規定されていた訳ではなかったにも拘らず、その後のエジプト土地制度史の展開のなかで、近代法における土地私有権と同一視された。こうして、土地の授与という前近代的な契機によって成立したトルコ系支配階層の所領のうえに、権利内容が明確にされないまま、私的土地所有権が接木される結果となった。そして、この事實は、荒蕪地のみならず、多くのハラージュ地が特

権地として授与されたところから、当時のエジプト土地保有事情を複雑なものにした。すなわち、ここでは、それまでのハラージュ地農民の土地保有権のうえに、地券タタールに基づく領主の土地所有権が重ね合わされたのである。

以上、一九世紀エジプト土地・税制度史を概観した。ところで、カフル・シュブラフール村裁判と関連して、ここで繰り返し指摘すべきは、一九世紀に公布された一連の土地法はすべて農地を対象としており、村落居住区の土地を対象としてはいない、という事実である。すなわち、村落居住地は村落住民の自由な利用、処分にゆだねられ、それについての農民間の争議は、最終的には、イスラム法(Sharia)に基づいて、宗教裁判所によって裁決されたのであった。そして、この地目の違いによって異なった法体系が適用されたという事実は、一九世紀末期における土地私有制に基づく統一的土地制度の成立までの村落居住区の宅地、さらには村民居住家屋の所有権の所在について、多くの曖昧な点を残す結果となった。なぜならば、一八三〇年代以降、多くの村落が土地授与を通してトルコ系支配階級の所領として組み込まれていったが、この土地授与の際発行された地券タタールは、すでに前節で指摘した如く、土地のみならず、そこでのすべての財産の所有権を証明する文書とみなされたからである。<sup>(9)</sup>

ともかく、以上の叙述から、カフル・シュブラフール村裁判において、なぜ被告側は、居住家屋に対する所有権を立証するために、彼らがハラージュ地農民として土地を保有していたことを、さらには、彼らの村落が一般村落と同じ構造をもつことを、あれ程までに繰り返し主張したのが、また、なぜ裁判所は、こうした被告側の主張を退けるために、村落の起源と村落所属耕地の法的土地範疇をもち出したのが、理解されるであろう。

1 以下本節で叙述するのは、あくまで一九世紀エジプト土地・税制度史の概要である。より詳細には、前掲した四つの拙稿、

および、現在執筆を予定している「エジプトにおける私的土壌所有権の確立」を参照していただきたい。

- 2 この検地に始まる一連の措置は、これ程ドラスティックな改革を経験しなかった他のオスマン・トルコ領アラブ地域と異なる、その後の近代エジプト独自の土地制度史を決定づけた措置として、すべての研究者によって強調されている。ところが、このように強調されているにも拘らず、現在までのところ、検地台帳、徵稅台帳その他第一次史料に基づいた、ムハンマド・アリーの一連の措置に関する実証的研究は皆無である。そのため、例えば、検地によって農民に土地が分与されたといわれるが、この措置は、大きな土地再分配をともなったものなのか、あるいは、単にそれまでの農民保有地を追認しただけであったのか、また、各農民に与えられた土地の面積はどれ程であったのか、そして、土地分与の対象は、すべての成年男子であったのか、あるいは、家族 (Eshia) の長であったのかなど、全く基本的な事実でさえ説明されていない。さらには、こうして分与された土地が、徵稅台帳に農民個人の名義で登録されたのか、あるいは、村落の名義で一括登録されたのかについては、研究者の間で意見が分かれている有り様である。こうした研究状況が一九世紀エジプト土地制度史研究に及ぼす影響は甚大である。なぜならば、従来通説では、大土地所有制度形成と農民層分解の契機は、ムハンマド・アリー治世後期の土地政策に求められているのであるが、この検地の実態が実証的研究によって明らかにされた暁には、従来通説は、修正を余儀なくされるかもしれないからである。cf. 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・稅制度」七〇頁、および註 (s)、「Egyptian Village Community」, II. The System of Landholding.
- 3 この事実とは、当時一部の地方、とりわけ自然灌漑体系に専ら依存して耕作を行っていた上エジプト地方において、依然土地の割替慣行がみられたことを否定するものではない。こうした土地割替慣行は、法令において、廃止されるべき対象として言及されている。cf. 拙稿「Egyptian Village Community」, II The System of Landholding, note (17).
- 4 この事実もまた、当時広くみられた、村落有力者による恣意的な村民への税額分配行為を否定するものではない。こうした村落有力者による行為は、法令において、徵稅業務に付随した職權濫用行為として処罰の対象となっている。cf. 拙稿「Egyptian Village Community」, III. The System of Taxation.
- 5 この人身支配政策を体系化した法令こそ、一八三〇年に公布された農業法 (qānūn al-falāḥa) であった。この法律の再録は、

以下二つの文献にみられる。F. Jihād, *qāmūs al-ādāra wa al-qaḍāʾ*, vol. 3, pp. 351-357, Ahmad Zaḡhlī, al-muḥāmmāṭ, Cairo, 1900, muḥḥaqāṭ, pp. 100-111.

6 D. Gatteschi, *Real Property, Mortgage and Waḥf According to Ottoman Law*, London, 1884, p. 29.

7 この点については、現在執筆を予定している「エジプトにおける私的土地所有権の確立」において、詳細に論じるつもりである。

8 筆者は別の機会において、一八四二年の勅令によって生じた異なる二つの土地範疇、すなわち、ハラージュ地と特権地アブアーディーヤ地、ジャフアーリク地について言及した際、注意すべき点として、この二つの土地範疇が異なる法的根拠に基づいて指定されており、前者のそれが究極においてイスラム法であったのに対して、後者のそれは国家の意志、つまり勅令であったこと、そして、当時イスラム法と勅令とを統一する法体系が存在しなかったために、この二つの土地範疇の土地所有権上の違いが統一的法律によって規定されていた訳ではなかったことを指摘した。拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」三頁。

9 カフル・シュブラフール村裁判の判決文には、ドメイン委員会の管理下に置かれながらも、——すなわち、かつてムハンマド・アリー一族の所領であったにも拘らず——、居住家屋に対する村落住民の所有権が認められた一判例 (Arrêt du 17 Mars 1898) が、例外的判決として挙げられている。その判決根拠は、実に一世紀以上もの間、村民の係争物での居住が——換言すれば、かつてこの村民が一時的にせよハラージュ地保有農民であったことが——確認できることであった。cf. *Conclusions*, p. 30, *Bulletin de Législation et de Jurisprudence Égyptiennes*, IX, p. 205.

## 五 カフル・シュブラフール村と私的土地所有権の確立

それでは、第三節において紹介した判決文から知ることができるカフル・シュブラフール村の村落像と村民像は、

どのようなものであろうか。この点に關してまず気がつくのは、この村落が、その形成から当該訴訟までの間に、次の三つの時期を経験し、その間、村落住民の境遇には、微妙な変化がみられた、という点である。第一期は、ムハンマド・アリー所領時代であるが、この時期は、裁判所の判断に従う限り、せいぜい十年に満たない村落形成期であった。第二期は、一八四九年におけるムハンマド・アリーの死後、この村落がダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれた時代である。そして、第三期は、一八六三年におけるイスマイルのヘディヴ就任以後、この村落がイスマイル一族の所領として登録され、次いで、ドメイン委員会の管理下に置かれた時代であった。

この村落が、一群の農場管理人と他所から移住させられてきた農民から構成される、ムハンマド・アリーの所領内イズバとして建設されたこと、そして、彼の命令を受けて農民を組織し、イズバ建設と土地耕作にあたらせたのは、農場管理人であったことは、裁判所の指摘する通りであろう。しかしながら、ここで注目すべきは、このイズバが、その建設当初から、すでに集会所、村落共有池、モスク、共同墓地等を備え、また、その集落形態も、農民居住家屋その他各種建造物の寄せ集めでしかなかった、という事実である。すなわち、このイズバは、一九世紀末期において綿花生産単位として建設された多くのイズバの場合と異なり、ハラージュ地保有農民が居住する一般村落を模した、疑似村落として建設されたのである。<sup>(2)</sup>

さて、この村落住民の境遇に決定的影響を及ぼしたのは、建設後数年にして、この村落がダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれたことであった。裁判所は、この時期を「行政の杜撰な時期」と呼んでいるが、実際、この時期には、次に指摘する諸事実を考える時、農場管理人の存在さえ疑わせる。第一は、この時期において、一人だけとはいえ、住民のなかに土地を取得した者がいたという事実である。また、第二は、本来はハラージュ地保有農民に対して交付

されるべき筈のウィルドが、この村落住民に対して発行されたという事実である。裁判所は、こうした現存ウィルドについて詳細な検討を加え、これらが本来の意味での土地税納入受領証明書として交付されたのではなかったと結論している。こうした裁判所の見解の是非については後に触れるとして、ここでは、この時期におけるウィルドの存在について、以下のことを確認するだけで十分である。すなわち、裁判所は、訴訟当時におけるカフル・シュブラフール村住民の身分を、一律イズバに直屬する農業労働者と規定しているにも拘らず、このウィルドの交付された住民については、この時期の彼らを借地人と呼ぶざるをえなかった点である<sup>(3)</sup>。そして、現存ウィルドの記載内容だけから判断しても、当時、一フェツダーンに満たない借地人から二フェツダーン近くの土地を借地していた住民がいたのである<sup>(4)</sup>。以上二つの事実から判断して、当時この村落の住民たちは、資金と機会さえあれば土地を自由に取得でき、また、自由に借地しえたと考えられる。そして、そこには、住民間における階層分化の可能性さえ感じられる。さらに、この時期について注目すべき第三の事実は、当時この村落の住民が、村落共同体意識をもつに至ったということである。実際、彼らは、当時、彼らの代表者としての村長<sup>ウムダ</sup>、村長老<sup>シヤイフ</sup>をもつようになり、また、村落自衛集団としての村番人<sup>ダイル</sup>を組織していた<sup>(5)</sup>。こうして、この時期におけるカフル・シュブラフール村は、村落形態についてのみならず、その行政組織、および、住民意識においても、他の一般村落とほとんど異なるところはなかった。

ところが、イスマイルのヘデーヴ就任後、この村落がイスマイル直轄領に編入されることによって、村民支配は強化された。もつとも、判決文からその詳細を知ることができないが、この時期における村落住民の境遇に変化が生じたことを示唆する幾つかの事実を挙げることができる。まず第一に、この時期において新たな住民が土地を取得した事実はないことである。第二に、一八六三年以降ウィルドが住民に対して交付されなくなったこと、および、

農場管理人の存在を確認できることである。<sup>(6)</sup>第三に、ドメイン委員会から訴訟原告への土地払い下げの時点で、住民全員がイーサー・パシヤの係争物に対する所有権を認めていたらしいことである。そして、最後に第四として、判決文を信じるならば、当該訴訟において、原告側の「係争物は購入した土地に付属する財産である」という主張に対して、被告側は、「土地耕作に対する報酬は現金で支払われており、係争物の所有権は被告たちにある」(傍点筆者)と主張したらしいこと、<sup>(7)</sup>以上である。しかしながら、こうした諸事実にも拘らず、訴訟当時において、彼らがイーサー・パシヤの所有地での耕作に専従する農民ではなかったことは、村番人給与支払い領収書を検討した際、裁判所も認めている通りである。また、訴訟原告イーサー・パシヤ自身がこの事実を認めていた。すなわち、彼は、訴訟当初、彼に対して労働力を提供していない住民でも、彼らがそのまま係争物に居住し続けることを望むならば、適当な額の家賃の支払いを条件に、これを認めているのである。<sup>(8)</sup>つまり、イーサー・パシヤは、一部の住民に対しては、家賃所有者としての権利を主張しているだけなのである。また同時に、住民たちが、当時住民構成に変化がみられたにも拘らず、前期において形成された村落行政組織、および、共同体意識を引き続きもち続けていたことは、訴訟の原因となった村方騒動の発生そのものがこれを物語っている。そして、事態がこのように緊迫したのも、イーサー・パシヤが居住家屋立ち退きを要求した七名の住民のなかに村長と村長老が含まれ、彼らが住民を扇動したからであつたと考えられる。

さて、以上の叙述から推測しえるのは、カフル・シユブラフール村住民が、当該訴訟時点までの間に、共同体意識を背景に、何らかの村落慣行を形成していたということである。そして、この点を考慮するならば、当該村方騒動の真の原因がなんであつたかが理解できるように思われる。すなわち、それは、イーサー・パシヤが余りにも無神

経にこの村落慣行を破ったことであつた。事実、ドメイン委員会からイーサー・パシャへの土地払い下げの時点において、住民全員が彼の係争物に対する所有権を認めていたことから明らかなように、この時点における住民の関心事は、耕作地あるいは居住家屋の観念的な所有権の所在ではなく、村落慣行に基づく既得権益の確保であつた、と考えられる。従つて、イーサー・パシャが、それまでの領主あるいは地主と同様、住民に対して、従来通り家屋居住と土地耕作を引き続き認めたならば、住民側には、こうした騒動を引き起こす気などなかつた。ところが、イーサー・パシャは、村長、村長老を含む七名の住民に対して、一方的に居住家屋からの立ち退きを要求することによつて、結果として、余りにも無神経にこれまでの村落慣行を破つた。というよりは、住民間における共同体意識と村落慣行が根強いものであつたればこそ、イーサー・パシャは、彼の土地経営にとつて障害となるこれらを排除するために、あえて村長と村長老の居住家屋立ち退きを要求するという強硬手段に訴へた、と理解すべきであらう。そして、この住民側の権利意識とイーサー・パシャの土地経営目的との間の鋭い対立は、当該訴訟における、次の二つのイーサー・パシャの起訴動機のかなかに端的に反映されている。第一は、もし家屋の居住を労働力提供に対する報酬の一部と考えないならば、土地経営費は大幅に増加する、ということであり、第二は、もし彼が現状のまま村落居住区に小屋を建設し、そこに新たな労働者を住ませようとすれば、村落にトラブルの原因を持ち込むことになる。なぜならば、村落住民は、新参者がそこに住みつくことを黙ってはいないだろうからである、ということであつた。そして、事実、彼のこの危惧はその後の一連の出来事によつて現実となつたことは、すでにみた通りである。

ところで、以上のような背景をもつカフル・シュブラフワール村裁判において、裁判所はさまざま問題点について検討を加えている。しかしながら、裁判所の判決の根拠となつたものは、結局のところ、原告側が所持する地券の

存在であった。この地券を土地私有権を証明する文書としてみなすことについては、それが発行された歴史的背景から考えて、多くの問題点を含むことはすでに前節において指摘した通りである。しかるに、裁判所は、この地券を土地私有権を証明する不動産文書と同一視し、この一片の文書を根拠に、被告たちを一切の法的保護の対象から外した。そして、そこに、この裁判における私的土地所有権の確立という法制史的事実の端的なあらわれをみる事ができるのであるが、この書面審理を重視する裁判所の態度は、カフル・シュブラフール村裁判において、とりわけ深刻な問題を含んでいる。そのため、以下、私的土地所有権の確立がこの裁判においていかなる形であらわれ、そして、それがカフル・シュブラフール村住民に対してどのような影響を与えたかを、より具体的にみてみたい。ここでとりわけ問題となるのは、この村落において共同体意識が形成されたと考えられる時期、すなわち、この村落がダカブリーヤ県庁の直接管理下に置かれた時代に関して、裁判所が下した見解の是非についてである。

一八四〇年代以降における私的土地所有観念の導入が、ムハンマド・アリーの土地政策の崩壊にともなう土地保有の混乱を整理する目的をもつものであったこと、そして、それがハラージュ地と特権地アプアディーヤ地、ジャフアーリク地とは全く異なる過程をへてなされたことは、すでに前節で指摘した。ところで、こうした私的土地所有観念の導入による一地一主の個人的土地保有制度実現のためには、当然、その裏付けとして、不動産登記制度の整備をともなった。そして、ここで注意すべきは、この不動産登記方法が、一八八〇年以降における統一的土地登記制度の成立まで、ハラージュ地と特権地とは全く異なっていたという点である。すなわち、ハラージュ地およびその他農民所有の不動産が、宗教裁判所判事の発行する文書に基づいて、宗教裁判所と県庁とにおいて登録されたのに対して、特権地は、地券に基づいて、国務省(al-diwan al-'ali, diwan al-khidw)下において年金の支給を主たる業務と

したルーズナーメ局 (al-rūzāneh) において登録された<sup>(10)</sup>。また、地券が、土地のみならず、そこでのすべての財産の所有権を証明する文書とみなされたことは、第三節においてみた通りである。従って、カフル・シュブラフール村裁判において、タクシートを根拠とした原告側の主張を覆すためには、被告側はフッジャをもってしなければならなかった。裁判所が、被告側が提出した唯一のフッジャであるアリー・ユーセフ名義の家屋購入文書に対して非常な関心を示したことは、このことを物語っている。また、被告側がこうしたフッジャを所持していなかったことが、裁判において、彼らを決定的に不利な立場に追い込んだことは、すでにみた通りである。

そのため、フッジャにかわる文書として、被告側が提出したのがウィルドであった。このウィルドは、裁判所も認めているように、徴税台帳に基づいて作成され、徴税人を通じて、納税義務者に交付された文書である。従って、不動産登記制度が十分に機能している限り、フッジャに記載された土地保有者とウィルドが交付された納税義務者とは一致する筈であり、政府もそれをめざしていた筈である。しかしながら、現実には、制度上の不備と登記制度に馴染まない一般農民の態度などが原因となって、この両者は必ずしも一致しなかった。そのため、この限りにおいて、ウィルドは、不動産文書としての証拠能力を欠くものであった。<sup>(11)</sup>しかしながら、一九世紀エジプト土地・税制度史を振り返る時、ウィルドのこうした不動産文書としての側面とは異なる、もう一つの重要な側面が看取できる。すなわち、一八八〇年代初頭におけるウシユル税の廃止まで、ハラージュ地と特権地という法的土地範疇の区分は、登記方法上の違いのみならず、両者に課せられた税目とその徴税方法の違いとしてもあらわれ、前者に課せられたハラージュ税が、村落の徴税人が交付するウィルドに記載された勘定に基づいて、彼を通して徴収されたのに対して、後者に課せられたウシユル税は、特権地所有者によって県あるいは財務省 (khazāin al-mudiriyyāt aw khazīnat al-māliyya) に

直接支払われ、彼らの勘定は、県庁において特別な帳簿 (Jaraid al-ushun) に記載されていた<sup>(12)</sup>。換言するならば、ウィルド交付の有無は、当該地がハラージュ地であるか特権地であるかを区別するメルクマイルであったのである。そして、この事実を考慮する時、カフル・シュブラフール村裁判において、被告側が、タクシートを根拠とした原告側の主張に対抗するのに、ウィルド提出をもつてしたことには、十分な法的根拠があったと思われる。

しかるに、裁判所は、提出ウィルドの土地税納入受領証明書としての資格を否定することによって、被告側の主張を退けた。そして、その根拠として、これらウィルドが、この村落がダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれていた時代に交付されたという事実を挙げた。この裁判所の事実認識自体は、明らかに正しい。しかしながら、当時ウィルドが交付された理由は、裁判所が指摘するように、その間「行政が杜撰であった」からではなく、この村落の所属耕地が国有地としてダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれたからであった。そして、この種の国有地は、ハラージュ地もまた法的には国有地と規定されていたところから、少なくとも法的には、一般農民の保有下にあったハラージュ地とほとんど区別しえない土地範疇であった。実際、エジプト政府は、地方当局に対して、この種の国有地を、ハラージュ地として、賃貸借、売却、あるいは徴税請負<sup>(13)</sup>という形で処分する権限を与えており、また、カフル・シュブラフール村所属耕地についても、その一部がこの間何らかの方法で処分されていたことは、すでに指摘した通りである。すなわち、この時期におけるウィルド交付は、当時カフル・シュブラフール村所属耕地の一部がハラージュ地として賃貸借に出された事実を示すものであって、何も「行政が杜撰であった」<sup>(14)</sup>からではなかった。事実、裁判所の判決の根拠となったタクシートは、すべてイスマイルのヘディーヴ就任以後に発行されたものであって、それ以前この村落の歴史については、原告側の提出書類によって、かつてムハンマド・アリーの所領であったということ

確めうるに過ぎない。このため、裁判所は、こうした歴史的事実を考慮して、この村落住民に対して、ハラージュ地保有農民に準ずる、何らかの法的保護を与えてもよさそうなのである。しかしながら、実際には、裁判所は、この時期を「行政の杜撰な時期」とかたづけけることによって、結果として、地主の権利を全面的に擁護することになってしまっている。

ともかく、こうした一九世紀エジプトにおける法的土地範疇の混乱は、前節で指摘した如く、ハラージュ地と特権地とにおける私的土地所有觀念の導入が、同時に、そして同じ過程でなされたものではなかったことに、その原因があった。従って、裁判所は、カフル・シュブラファール村裁判において、こうした現実のエジプト土地制度史の展開を考慮しなければならぬにも拘らず、タクシットを土地私有权を証明する不動産文書とみなすことによって、それを全く捨象してしまったのである。

1 農民の強制移住については、Ahmad al-Hitta, *tārīkh al-zivā'a al-misriyya fi 'ahd mulkammad 'ali al-kabir*, pp. 88-89. を参照のこと。

2 J. Lozach は、下エジプト・デルタ地方におけるイズバについて、その形態上の観点から区別できる、イズバの二類型を抽出している。第一は、人口過密な南デルタ地方にみられるもので、一般農民が建設した、バラックの計画性のない集合体からなるイズバである。そして、第二は、北デルタ地方の新開地にみられるもので、大土地所有者が計画的に建設した、農業労働者の家族が居住する多くの室から構成されるアパート形式のイズバである。Jean Lozach, *Le Delta du Nil*, Le Caire, 1935, pp. 204-205.

3 この点に関して象徴的なのは、裁判所が、カフル・シュブラファール村住民を、一八六三年におけるこの村落のイスマイール

ル直轄領編入を境として、それ以前からすでに居住していた住民と、その後新たにそこに居住し、労働力提供に對する施し (une annone) として土地占有を認められた住民 (peuvres gens) とに區別してゐることである。しかしながら、こうした區別にも拘らず、裁判所は、両者の身分において本質的な違いはないと結論してゐる。cf. *Conclusions*, p. 32.

4 *Conclusions*, pp. 17, 20, 25.

5 この点について興味深いのは、村長あるいは村長老が、住民のなかに土地所有農民がいたにも拘らず、こうした富裕農民からではなく、移住農民の統率者のなかから選出されたらしくと思われる点である。

6 ドメイン委員会から下げ地測量覚え書きには、村長 (Tomden)、村長老 (Le cheik)、そして書記 (Le Kholi) による連署がなされてゐた。cf. *Conclusions*, p. 11.

7 *Conclusions*, p. 2.

8 *Conclusions*, pp. 32-33.

9 *Conclusions*, p. 3.

10 拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」三、一三頁。

11 当該判決文のなかでは、ウィルドの不動産文書としての証拠能力自体は、問題にされてゐない。しかしながら、その後の判例のなかでこれが問題となれ、その不動産文書としての資格は否定されてゐる。cf. Arrêt du 10 Mai 1906, *Bulletin de Legislation et de Jurisprudence Égyptiennes*, XVIII, p. 251, Arrêt du 9 Avril 1908, *do.*, XX, p. 168, Arrêt du 25 Avril 1912, *do.*, XXIV, p. 208, Arrêt du 12 Mars 1913, *do.*, XXV, p. 224, Arrêt du 4 Avril 1916, *do.*, XXVIII, p. 224.

12 拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」一四、一六一-一九頁。

13 Y. Artin は、一八八〇年代初頭において、国家によって賃賃借に出された土地と一般ハラーシユ地とを見分けようと努めたが、前者の場合、地代が土地税とみなさうるために、不可能であつたと述べてゐる。Y. Artin, *al-ahkam al-mar'iyah fi sh'ra al-awāqif al-amīriyyah*, Cairo, 1306 A. H., p. 165.

14 ところで、裁判所は、一八五四年のウシユル課税措置を境にして、提出ウィルドを区別し、一八五四年以前に交付されたウィルドの納税受領証明書としての資格を否定する根拠として、この年までカフル・シュブラフール村が免税地たる王朝一族の所領であったことを挙げた。しかしながら、この説明は誤っており、正しい説明は、ムハンマド・アリーの後死この村落が国有地としてダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれたこと、換言すれば、当時この村落は王朝一族の所領ではなかったということであることは、今や明らかであろう。cf. *Conclusions*, p. 18.

## 結 語

カフル・シュブラフール村の歴史は、まさに一九世紀エジプト土地制度史の縮図である。この村落は、おそらく綿花栽培のためであろう、ムハンマド・アリーによって所領内イズバとして建設され、彼の死後ひとたび国有地として県庁に移管されたにも拘らず、イスマイルの即位によって再び彼の直轄領として王朝一族の所領に編入され、そして、外債の累積による破産の結果エジプト財政が英仏の国際管理下に置かれた時代には、外債償還資金調達のための抵当地としてドメイン委員会によって管理され、その後、この委員会の手によって民間に払い下げられた。そこには一九世紀エジプト土地制度史において重要な時期を画した政治的経済的事件の多くが含まれ、いかにこの村落が数奇な歴史をへたかを示している。そして、内容が限られたものであるためにその詳細を知ることにはできないものの、カフル・シュブラフール村裁判の判決文は、その間この村落住民の境遇が微妙に変化したことを伝えている。

そのため、以下、本稿の結びとして、この判決文の内容から、一九世紀エジプト土地保有事情として一般化しえる

幾つかの事実を列挙してみよう。

第一は、いわゆるイスラム的土地国有觀念は、一九世紀エジプト土地制度史において、ただ単に国家の財政至上主義の理念を表明する抽象的な原則として機能するにとどまらず、当時のエジプト農民の現実の土地保有に対して大きな影響を与えたという事実である。この事實は、カフル・シュブラフール村の場合、国有地と規定された土地範疇と王朝一族の私領地との間の境界が不明瞭であったという形であらわれている。すなわち、この村落は、ムハンマド・アリーの死後ひとたび県庁に移管されたにも拘らず、それが国有地であるという理由から、再び王朝一族の直轄領に編入されてしまった。そして、こうした事態は、程度の差これあれ、同じく国有地と規定されていたために、容易に国家による没収の対象となりえたハラージュ地についても同様であった。<sup>(1)</sup>

第二は、イスマイルは、こうしたイスラム的土地国有觀念に基づく土地範疇の区分の曖昧さを意図的に利用して、土地集積をはかったという事実である。すなわち、私的土地所有権確立のための法制的整備は、ムハンマド・アリー治世末期からサイードの治世にかけてなされたが、イスマイルは、こうした法制史的事実を背景に、多くの国有地を私領地として集積していたのである。その象徴がイスマイル直轄領(Daira Saliya)の形成であったが、その社会経済的背景は、当時における綿花ブームであった。<sup>(2)</sup> 実際、イスマイルが当時における最大の、そして模範的綿花農場経営者であったことは、周知の事実である。

第三は、一八七五年と一八八三年における混合裁判所と国民裁判所の設置、および、それにとまなう近代民法典の制定、等による近代的司法制度の成立は、結果として、当時の地主階層の権利を擁護することになったという事実である。すなわち、一九世紀末期において地主たちは、土地争議の裁決をこれら裁判所にゆだねることができるよう

なったが、私的土地所有権の確立を前提とし、書面審理を重視する裁判官の態度は、土地訴訟において、文書作成に慣れ親しまない文盲な農民を不利な立場に置いたものと思われ<sup>(3)</sup>。

そして、最後に第四として、カフル・シュブラフツール村裁判は、一方では、私的土地所有権の確立という法制史的事実を、他方では、綿作モノカルチャーの進展と農村人口の増加という社会経済史的事実を背景に、地主が農民支配を強化しようとした過程で生じた、地主、小作人間の軋轢であったということが指摘できるであろう。カフル・シュブラフツール村の場合、その数奇な歴史をへたゆえに、また、地主が余りにも強硬な手段を取ったゆえに、この地主、小作人間の軋轢は、村方騒動という形をとり、それが裁判ざたにまで発展したのであるが、一九世紀を通じて一貫して同じ領主あるいは地主のもとに置かれた村落の場合であっても、同じような地主、小作人間の緊張は、潜在的には当時広くみられたと思われる。こうして、カフル・シュブラフツール村の村方騒動とは、それまでの領主的地主が資本主義的地主へとその地主的性格を変える過程で生じた、地主、小作人間の軋轢であった、と結論することができよう。

1 この点については、現在執筆を予定している「エジプトにおける私的土地所有権の確立」において、詳細に論じるつもりである。

2 イスマイルによる農民保有地の収奪と直轄領 (Da'ira San'ya) の形成、および、農民支配の強化については、個別研究はないものの、これまでにしばしば指摘されてきた。とりわけ、D. Mackenzie Wallace, *Egypt and the Egyptian Question*, London, 1883, pp. 277-278. にみられる一農民の懐古談は、イスマイルのヘドイーズ就任前後における農民の境遇の変化を生々しく伝えている。

3 *Reports Respecting the Progress of Reorganization in Egypt*, Egypt. No. 2 (1895), pp. 28-29. には、フランス法制を模したエジプト近代司法制度、とりわけ、混合裁判所がキリスト教徒高利貸業者にとってエジプト農民の土地を収奪するための手段になっていることに対する、イギリス総領事当局の痛烈な批判がみられる。

4 例えば、一八八二年の春、シャルキーヤ県ザンカルーン郡にあるヘディーヴ所領内の四ヶ村の住民は、所領管理人が土地の一部を貸貸借に出した際、当該地に対する耕作優先権 (prior rights) を主張し、新しい地主のもとの耕作を拒否した。cf. G. Baer, "Submissiveness and Revolt of the Fellah", p. 101.